

別紙3 果樹農業生産力増強総合対策

第1 事業の実施方針

果樹農業については、永年性作物であるという果樹の特性を踏まえ、消費者ニーズの動向に即した果実及び果実製品（以下「果実等」という。）の安定供給を図るため、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号。以下「果振法」という。）に基づく果樹農業振興基本方針（以下「基本方針」という。）を策定・公表し、諸施策を推進している。

我が国では、地域の特性に応じた多種多様な果樹が栽培されており、地域ごとに特色ある果樹農業が展開されている。近年は、優良品目・品種への改植等に取り組んできたこと等を背景に、消費者ニーズに対応した高品質な果実等の生産が行われている。

こうした高品質な国産果実等は国内で高く評価されている。また、海外からの評価も高く、輸出品目としても高いポテンシャルを有している。

しかしながら、高品質な国産果実等の生産は、果樹生産者の労力と時間をかけた手作業によって実現されており、整枝・せん定等の高度な技術を要する作業や、摘果、収穫等の機械化が困難な作業が多い果樹農業は、労働集約的な構造となっている。

また、果樹生産者の減少や高齢化、後継者不足が深刻となり、栽培面積も長期的に減少が続いていることや、果樹農業を支える苗木の生産・供給体制のぜい弱化、一定程度を輸入に頼っている花粉の供給の不安定化等により、果樹農業の生産基盤がぜい弱化しており、それが国産果実等の供給力の低下につながっている。

永年性作物であり、植え付けから収穫まで長い年月を必要とする果樹について、こうした現状を打破し、将来にわたって持続可能な果樹農業を実現していくためには、果樹産地の生産基盤の強化に取り組むことが必要である。

この実現に向けて、担い手不足による生産基盤の脆弱化を踏まえ、果樹産地の労働生産性の向上及び新たな担い手の確保・定着を推進するための「果樹労働生産性向上等対策事業」、省力樹形の導入等に必要な苗木の生産及び一定程度を輸入花粉に頼っている品目の国産花粉の安定供給を推進するための「果樹優良苗木・花粉安定確保対策事業」、果実の需要に即した流通加工等の推進を図る「果実流通加工対策事業」、近年頻発している大規模な自然災害により、果樹産地において甚大な被害が発生していることに対応するための「被害果実利用促進等対策事業」等を実施することとする。これらに必要な経費について、果振法第4条の4の規定に基づき指定された公益財団法人中央果実協会（以下「指定法人」という。）、都道府県法人（同条第2号に規定する都道府県法人をいう。以下同じ。）又は農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定めるところにより実施する公募に応募した者の中から選定された者（以下「事業実施主体」という。）が補助を行うものとする。

また、スマート技術導入を前提とした樹園地の環境整備や流通事業者等との連携等、生産性を飛躍的に向上させた生産供給体制モデルの構築を図る「産地構造転換パイロット事業」を実施することとし、事業実施主体が実施する当該事業の取組に必要な経費について、国が補助を行うものとする。

第2 事業の内容

1 事業ごとの取組内容、事業実施手続等については、次のとおり定めるものとする。

(1) 果樹労働生産性向上等対策事業

Iに定めるとおりとする。

(2) 果樹優良苗木・花粉安定確保対策事業

IIに定めるとおりとする。

(3) 果実流通加工対策事業

IIIに定めるとおりとする。

(4) 被害果実利用促進等対策事業

IVに定めるとおりとする。

(5) パインアップル構造改革特別対策事業

Vに定めるとおりとする。

(6) 果樹緊急総合対策支援事業

指定法人は、(3)から(5)までに定める事業のほか、果実等の輸出入の急激な変動、自然災害等の不測の事態に対処するため、果実等の需給調整、消費改善、需要拡大又は再生産の確保を図る上で必要となる事業として、農産局長が別に定める事業を実施することができるものとする。

(7) 推進事業

指定法人は、(3)から(6)までの事業を適正かつ円滑に実施するため、次に掲げる取組を行う。

ア 推進・指導

事業の実施等に必要な事項についての周知徹底、適正な実施を確保するための(3)から(6)に定められる各事業における事業実施者及び支援対象者に対する指導並びに所要の手続に係る事務

イ 交付事務

申請書等の審査、事業実施者及び支援対象者に対する助成等

ウ 実施確認

事業の対象となる取組に係る書面又は実地での確認

エ その他必要な事項

アからウまでのほか、事業の適正かつ円滑な実施のために必要な取組

(8) 産地構造転換パイロット事業

VIに定めるとおりとする。

2 事業の対象期間及び実施

(1) 事業の対象期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

(2) 事業の実施は、原則として4月1日から翌年3月31日までの単年度で完了するものとする。ただし、事業の実施、確認等が翌年度以降に及ぶものについては、当該年度において、当該事業経費に係る予算が確保できた場合に事業の継続ができるものとする。

(3) (2)のただし書の規定に基づく事業の継続の場合には、事業実施計画の承認を行った年度の翌年度以降の年度に関しても、当該事業実施計画の承認に基づく事業

を実施することができるものとする。

なお、1の(1)から(7)までの事業については、前年度と事業実施主体が異なる場合においても、(2)のただし書の規定に基づく事業の継続ができるものとする。

- (4) 自然災害等の不測の事態が生じた場合にあっては、当該自然災害等を対象として1の(1)のうち果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業を実施できる旨を農産局長が別に定めることができ、この場合にあっては、事業実施主体は業務方法書等に当該事業に係る取扱いを定めるものとし、また、当該事業における支援対象者が行う取組について、発災日以降にさかのぼって補助対象とすることができるものとする。
- (5) 1の(3)から(7)までの事業の実施に当たっては、交付等要綱第29、本要領本体第6及び第7の規定は適用しないものとし、1の(1)及び(2)の事業の実施に当たっては、交付等要綱第29、本要領本体第3の1(4)のイ、第6及び第7の規定は適用しないものとする。

3 指定法人の業務

果振法第4条の4各号の指定法人の業務の具体的内容及び運営については、「果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律の施行について」（昭和60年7月1日付け60農蚕第3664号農林水産事務次官依命通知。以下「施行通知」という。）第4の3及び以下に定めるところによるものとする。

(1) 業務の内容

ア 都道府県法人に対する出資

イ 1の(3)、(4)、(5)及び(6)の事業において、都道府県法人がその事業実施者に対して行う補助に対する補助

ウ 1の(3)、(4)、(5)及び(6)の事業について、その事業実施者に対する補助

エ 1の(3)、(5)及び(6)の事業の実施

オ アからエまでの業務に附帯する業務

(2) 業務実施方針及び業務実施規程の作成

ア 指定法人は、農産局長と協議の上、1の(4)のうち果汁特別調整保管等対策事業に係る補助を行うための業務実施方針を作成するものとする。

イ アの業務実施方針及び果振法第4条の5第1項の規定に基づく業務実施規程の作成は、別添1に沿って行うものとする。

(3) 都道府県法人及び事業実施者に対する業務の指導等

ア 指定法人は、都道府県法人に対し、業務の円滑な実施に必要な事項につき助言、指導等を行うものとする。

イ 指定法人は、事業の運営上必要な限度において、都道府県法人に対し、業務及び資産の状況その他必要な事項について、報告を求め、又は当該都道府県法人の帳簿及び書類を閲覧することができるものとする。

ウ 指定法人は、(1)のウの業務の実施に必要な限度において、事業実施者に対し必要な事項について報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

(4) 業務方法書の制定

指定法人は、(1)の業務の実施に関する事項について業務方法書に定めるものとし、これを制定しようとする場合にはあらかじめ農産局長に協議することとする。また、これを変更する場合も同様とする。

4 都道府県法人の業務

1の(1)から(6)までの事業について、都道府県法人の設立の要件、業務の内容及び運営その他必要な事項については、以下に定めるところによるものとする。

(1) 法人の設立

都道府県法人の設立は、次のア又はイに定めるところによるものとする。

ア 都道府県法人を新たに設立する場合には、定款及び業務方法書を作成するものとする。

イ 一般法人を活用して都道府県法人を設立する場合には、以下に定めるところによるものとする。

(ア) 類似の事業を行う一般法人の定款及び業務方法書を変更し、本要領に基づく業務を行う機能を付与するものとする。

(イ) 本要領に基づく事業に係る収支とその他の収支とを明確に区分して経理を行うものとする。

(ウ) 都道府県法人が解散し、その機能を類似の事業を行う既存の一般社団法人等に付与する場合及び類似の事業を行う既存の一般社団法人等が解散し、その事業を都道府県法人が引き継ぐ場合においては、(ア)及び(イ)の規定を準用するものとする。

(2) 都道府県法人の事業年度

都道府県法人の事業年度については、国の会計年度及び指定法人の事業年度が4月から翌年の3月までとなっていることを踏まえ、関係する事業の円滑な実施に支障を生じることがないように設定するように努めるものとする。

(3) 業務の内容

ア 1の(1)のうち果樹経営支援等対策事業、(2)、(3)、(4)、(5)及び(6)の事業の事業実施者又は支援対象者に対する補助

イ 1の(1)のうち果樹経営支援等対策事業、(2)のうち苗木安定確保対策事業のうち優良苗木生産推進事業及び花粉安定確保対策事業、(3)のうち国産果実競争力強化事業、(5)及び(6)の事業の実施

ウ ア及びイの業務に付帯する業務

(4) 交付準備金等の管理

ア 都道府県法人は、指定法人の出資金の全額を他の財産と区分して適正に管理しなければならない。

イ アの財産は、以下に定めるところにより管理するものとする。

(ア) 銀行、農林中央金庫その他金融機関への預金

(イ) 国債、地方債その他有価証券の取得

(ウ) (イ)により取得した有価証券の信託業務を営む銀行若しくは信託会社への信託又は証券会社への預託

(エ) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

ウ イの財産の運用により生じた利益は、都道府県法人の管理運営に要する経費及び(5)の借入金の利息の支払いに充てるものとする。

エ 交付準備金は、イに準じて管理し、他の資金と区分して経理するものとする。

オ 交付準備金は、会員等の納付した負担金、指定法人、都道府県等から交付された補助金等からなるものとする。

カ 交付準備金の運用により生じた利益は、指定法人と協議して承認された使途に充てることができるものとする。

(5) 交付準備金に不足が生じた場合の借入れ

都道府県法人は、その保有する交付準備金の全額を使用して、なお支払うべき補給金がある場合には、その財源に充てるために基本財産の額を限度として借入れを行うことができるものとする。

なお、この借入れの償還は、指定法人以外の当該法人の会員の負担において早期に行うものとする。

(6) 指定法人との協議

都道府県法人は、定款を定め、又は変更した場合には、速やかに当該定款の写しを指定法人に提出するものとする。

(7) 報告及び調査

都道府県法人は、(3)の業務の実施に必要な限度において、事業実施者及び支援対象者に対し、必要な事項について報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

(8) 業務方法書の制定

都道府県法人は、1の事業等の実施に必要な事項について業務方法書に定めるものとする。ただし、Iの第1及びIIの第2の事業における支援対象者のうち、事業実施主体が特に必要と認める者については、当該事業の実施に必要な事項とする。

(9) 事業の円滑な推進

都道府県法人は、(3)の業務を適正かつ円滑に実施するため、次に掲げる取組を行う。

ア 推進・指導

事業の実施等に必要な事項についての周知徹底、適正な実施を確保するための事業実施者及び支援対象者に対する指導並びに所要の手續に係る事務

イ 交付事務

申請書等の審査、事業実施者及び支援対象者に対する助成等

ウ 実施確認

事業の対象となる取組に係る書面又は実地での確認

エ その他必要な事項

アからウまでのほか、事業の適正かつ円滑な実施のために必要な取組

(10) (9)に定める取組に要する補助対象経費は、次の表のとおりとする。

区分	内容
----	----

謝金	都道府県法人の職員以外の専門家、指導員等として依頼した者（以下「外部専門家等」という。）に対する謝金及び報償費（会議の出席、補助金の交付要件の確認、産地協議会に対する指導等に伴う者であり、会議録、日誌等によりその活動内容が証明できる者に限る。）
旅費	都道府県法人の職員旅費及び外部専門家等旅費
事業費等	印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費、消耗品費（燃料費を含む（自動車燃料に限る。）。）、借上費、備品費（取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。）、賃金、保険料、器具機械等の修繕料
委託費	都道府県法人の行う事務の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費

5 事業実施主体の業務等

1の（1）及び（2）の事業を実施する事業実施主体の要件、業務の内容及び運営その他必要な事項については、以下に定めるところによるものとする。なお、1の（8）の事業を実施する事業実施主体の要件及び業務の内容その他必要な事項については、Ⅵに定めるところによるものとする。

（1）業務の内容については、次のアからウまでに定めるものとし、これらの業務を一体的に行うものとする。

ア 1の（1）のうち果樹経営支援等対策事業及び1の（2）の事業の事業実施者に対する補助

イ 1の（1）のうち果樹農業調査研究等事業の実施

ウ ア及びイの業務に付帯する業務

（2）応募団体の要件、募集方法等については、次のとおりとする。

ア 応募団体の要件

民間企業、特定非営利法人、事業協同組合連合会、事業協同組合、企業組合、協業組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人並びに全国の区域をその対象地区とする農業協同組合連合会及び協議会とする。

ただし、いずれの組織においても役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

イ 募集方法

農産局長は、別に定める公募要領に基づき、アに該当する応募団体から事業実施主体を選定するものとする。

ウ 審査基準

本要領本体別表 4 の 2 の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

(ア) 果実・果樹に対する知見

- a 果実の生産に関する知見を有しているか。
- b 果実の流通に関する知見を有しているか。
- c 果実の加工に関する知見を有しているか。
- d 果実の消費に関する知見を有しているか。
- e 果樹の試験研究に関する知見を有しているか。

(イ) 事業実施者等との協力体制

- a 応募団体と果実の流通加工対策等の業務を行う指定法人との協力体制が構築されている事業体系となっているか。
- b 応募団体と都道府県法人及び事業実施者との協力体制が構築されている事業体系となっているか。
- c 『果樹産地構造改革計画について（平成 17 年 3 月 25 日付け 16 生産第 8112 号農林水産省生産局長通知）』（以下「産地計画通知」という。）に基づく産地協議会（以下「産地協議会」という。）や農協等の関係機関との協力体制が構築されている事業体系となっているか。
- d 地方農政局等と関係機関との協力体制が構築されている事業体系となっているか。
- e 都道府県と関係機関との協力体制が構築されている事業体系となっているか。

エ 成果目標

産地協議会が、産地計画通知に基づき策定した果樹産地構造改革計画（以下「産地計画」という。）における生産振興品目・品種の栽培面積のうち、優良品目・品種への転換等に係る面積等の具体的な成果目標を定めること。

(3) 事業実施等の手続

ア 事業実施主体は、交付等要綱第 7 の規定に基づく交付申請を行う際に、事業実施前に別添 2 により事業実施計画を作成の上、農産局長に提出し、承認を受けるものとする。

なお、交付等要綱第 9 による交付決定の通知により、当該事業実施計画が承認されたとみなすことができるものとする。

また、公募により選定された事業実施主体の選定時の事業実施計画については、農産局長の承認を受けたものとみなすことができるものとする。

イ 事業実施主体は、事業終了後 3 か月以内に、アに準じた内容の事業実施報告書を、別添 3 に基づき交付決定額等に係る一覧表と併せて作成し、農産局長に提出するものとする。

(4) 報告及び調査

事業実施主体は、(1) の業務の実施に必要な限度において、事業実施者に対して、必要な事項に係る報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

(5) 事業実施主体の事業年度

事業実施主体の事業年度については、国の会計年度及び指定法人の事業年度が

4月から翌年の3月までとなっていることを踏まえ、関係する事業の円滑な実施に支障を生じることがないように設定するように努めるものとする。

(6) 業務方法書の制定・変更

事業実施主体は、1の(1)及び(2)の業務の実施に関する事項について、あらかじめ農産局長に協議の上、業務方法書に定め、又は変更するものとする。

(7) 事業の円滑な推進

事業実施主体は、(1)の業務を適正かつ円滑に実施するため、次に掲げる取組を行う。

ア 推進・指導

事業の実施等に必要な事項についての周知徹底、適正な実施を確保するための事業実施者及び支援対象者に対する指導並びに所要の手續に係る事務

イ 交付事務

申請書等の審査、事業実施者及び支援対象者に対する助成等

ウ 実施確認

事業の対象となる取組に係る書面又は実地での確認

エ その他必要な事項

アからウまでのほか、事業の適正かつ円滑な実施のために必要な取組

6 国の助成等

1の(1)から(7)までの事業について、国は、予算の範囲内において、以下に掲げる経費につき別に定めるところにより補助するものとする。

(1) 指定法人が行う本事業の実施に必要な経費につき定額

(2) 生産者団体等が行う本事業の実施に必要な経費につき定額

(3) 事業実施主体が行う本事業の実施に必要な経費につき定額

第3 農業機械・施設等の管理運営・リース導入に関する基準等

1 農業機械・施設等の管理運営

(1) 管理運営

支援対象者(Ⅱの第1の2の果樹種苗増産緊急対策事業にあつては、事業実施者をいう。また、Ⅵの産地構造転換パイロット事業にあつては、事業実施主体をいう。第3において以下同じ。)は、事業により整備した農業機械・設備・施設(以下本別紙において「施設等」という。)やほ場について、法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数をいう。以下同じ。)の満了時までは、常に良好な状態で適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

事業により整備した施設等やほ場の管理は、原則として、支援対象者が行うものとする。ただし、支援対象者が事業により整備した施設等やほ場の管理運営を直接行い難い場合は、他に定めのある場合を除き、支援対象者が適当と認める者に管理させることができるものとする。

(3) 指導監督

都道府県法人又はⅠ第１（２）のただし書きに定める団体（以下第３において「都道府県法人等」という。）（Ⅱの第１の２の果樹種苗増産緊急対策事業にあっては、事業実施主体をいう。１において以下同じ。）は、事業の適正な推進が図られるよう、支援対象者による適正な施設等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県法人等は、関係書類の整備、施設等やほ場の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、支援対象者を十分に指導監督するものとする。

（４）事業名等の表示

支援対象者は、事業により整備した施設等や実証ほ場について、事業名、整備を実施した年月日等を表示するものとする。

２ 施設等のリース導入等

（１）リース導入を行う施設等の範囲

リース導入を行う施設等の範囲は、成果目標の達成に必要なものとし、施設等のリース方式による導入の規模決定に当たっては、支援対象者が成果目標の達成に必要な規模で決定できるものとする。

ただし、次に掲げる機械は除く。

ア トラクター

イ 農業以外に使用可能な汎用性の高いもの（例：運搬用乗用車輛、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）

ウ 中古の農業機械

エ 施設等の利用者が既に利用しているものと同程度の能力の施設等への更新とみなされるもの

（２）施設等のリース導入に係る留意事項

施設等をリース方式で導入する場合は、以下の点に留意するものとする。

ア 施設等のリース料助成金の額は、対象施設等ごとに次のア又はイに掲げる計算式により算出し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とすること。

なお、計算式におけるリース物件価格（園芸施設のリース導入に取り組む場合は、資機材の設置費を含む。）及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械利用者が機械を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を 365 で除した数値の小数第 3 位の数字を四捨五入して小数第 2 位で表した数値とすること。

（ア）リース料助成額＝リース物件価格×（リース期間/法定耐用年数）×1/2 以内

（イ）リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）×1/2 以内

イ 支援対象者は、リース内容やその決定根拠等の対象施設等に係る事項を事業実施計画に記載し、又は根拠となる資料を添付すること。

ウ 支援対象者が成果目標の達成後もリースにより導入した施設等を継続利用する場合は、都道府県法人等（Ⅵの事業にあっては農産局長又は地方農政局長（事業の範囲が複数の都道府県にわたる場合及び全国推進事業の場合にあっては農産局

長、事業の範囲が都道府県域を超えない場合は地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）。2において以下同じ。）と協議の上、本事業の趣旨に沿った目標達成後の施設等の利用方針を別途設定すること。

エ 本事業で助成の対象となる施設等のリースについては、「農業用機械施設補助の整理合理化通知について」（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）に関わらずリース方式による導入ができるものとする。

オ 導入する施設等は、動産総合保険等の保険に加入することが確実に見込まれること。

カ リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約（支援対象者又は支援対象者の構成員（以下「支援対象者等」という。）と支援対象者等が導入する対象施設等の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

（ア）リース事業者及びリース料が次のキにより決定されたものであること。

（イ）リース期間が1年以上であり、かつ、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数）以内であること。

キ リース事業者及びリース料の決定

支援対象者等は、本事業について都道府県法人等から交付決定を受けた後に、原則として、一般競争入札により選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定すること。

ク 助成金の支払申請に係る書類

（ア）支援対象者等は、キの入札結果及びリース契約に基づき施設等を導入し、都道府県法人等に対し助成金の申請を行う場合は、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付すること。

（イ）都道府県法人等は、支援対象者等から提出のあった請求内容及び資料を確認の上、アの（ア）又は（イ）により算出されたリース料助成額の範囲内で、リース料助成金を支払うこと。

第4 適正な補助金の執行

1 不用額等の返還

第2の1の（1）から（7）までの事業について、事業実施主体は、以下（1）又は（2）に該当する場合、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施者に対し、すでに交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めるものとする。

（1）交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったとき

（2）合理的な理由なく、本事業に係る取組の様態が適切な期間継続していないこと及び本事業に係る支援を実施した園地で適切な栽培管理が行われていないことが明らかになったとき

2 不正行為等に対する措置

国、事業実施主体及び事業実施者（Ⅰ並びにⅡの第１の１及び第２に限る）は、支援対象者等（Ⅱの第１の２の事業における輸入苗木供給推進コンソーシアム及び事業実施者が直接事業を行う場合は事業実施者を含む。また、Ⅵの事業における事業実施主体を含む。）が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、支援対象者等に対して当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

3 資機材の低減

事業で必要となる資機材については、複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に努めることとする。

4 利益等排除

補助対象経費の中に支援対象者の親会社や関連会社からの製品の調達（施工を含む。）が含まれる場合は以下の（１）から（３）までに定める利益等排除の考え方に従うものとする。

なお、利益等排除の対象範囲は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 条）第 8 条に規定する親会社、子会社、関連会社及び関係会社とする。

（１）支援対象者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価は、当該調達品の製造原価（又は生産原価）とする。

（２）100%同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合

取引価格をもって補助対象経費とする。ただし、補助金の上限は当該調達品の製造原価（又は生産原価）とする。

（３）支援対象者の関係会社からの調達の場合

取引価格をもって補助対象経費とする。ただし、補助金の上限は当該製造原価（又は生産原価）と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費の合計額とし、当該製造原価（又は生産原価）と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額が証明できない場合は、補助対象としない。

なお、「製造原価（又は生産原価）」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等により、それが当該調達品に対する経費であることが証明されることとする。

第5 事業効果の調査分析

- 1 農産局長は、本事業の効果について調査分析を行うため、事業実施主体に対し、本事業の実施に関し必要な報告を求めることができるものとする。その際、事業実施主体は、正当な理由がある場合を除き、当該調査分析に協力するものとする。
- 2 農産局長は、本事業の効果の調査分析に必要な場合には、関係行政機関又は当該調査分析業務の一部を受託した第三者に対し、本事業の実施に係る情報を提供することができるものとする。

- 3 農産局長は、2の規定により情報を提供する場合には、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

第6 その他

- 1 水田農業高収益化推進計画（『水田農業高収益化推進計画の策定について』（令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長及び政策統括官通知）に基づく水田農業高収益化推進計画をいう。以下同じ。）において、第2の1（1）から（5）までのうちいずれかに係る申請者が位置付けられている場合、当該申請者を優先採択するものとする。

また、本計画において第2の（8）の申請者であるコンソーシアムの構成員が位置付けられている場合、当該申請者の採択基準のポイントを加算するものとする。

- 2 国の行う他の施策との連携を図るため、下表の事業欄に掲げる事業を実施する関係者は、連携する施策欄に掲げる施策に取り組むよう努めることとする。

連携する施策	事業	取組主体
【科学技術イノベーション施策】 担い手の不足や高齢化等の生産現場が直面する課題に対応し、農業における生産性を向上させるため、先進技術の導入等の科学技術イノベーションに資する取組の導入に努める。	第2の1（1）の事業	産地計画を策定した協議会及び生産出荷団体等（事業実施者を除く）
	第2の1（3）の事業	事業実施者（指定法人を除く）

- 3 第2の1の（1）から（7）までの事業について、都道府県の区域を越える地域を地区とし、従たる事務所を設置している者が事業実施者となる場合の取扱いは以下のとおりとする。

- （1）都道府県の区域を越える地域を地区とする事業実施者であって、都道府県の区域を地区とする従たる事務所を設置して事業を行う場合の事務手続については、事業実施者が都道府県ごとの事業を委任する者に行わせることができる。
- （2）事業実施者が前項の規定に基づき都道府県ごとの事業を委任する者に事務を行わせるときには、あらかじめその旨を、当該都道府県法人を通じて指定法人に届け出るものとする。

なお、当該都道府県に都道府県法人が設置されていない場合は指定法人に届け出るものとする。

- （3）前項の規定に基づき都道府県ごとの事業を委任する者に事務を行わせるときの事務手続については、都道府県の全部又は一部の区域を地区とする者が事業を行う際の事務手続に準じるものとする。

- 4 第2の1の事業に係る事業実施主体及び指定法人、第2の1（1）及び（2）の事

業に係る支援対象者並びに第２の１（３）及び（５）の事業に係る事業実施者は、事業実施計画の承認申請に当たって、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下「チェックシート」という。）（別記１から３までのいずれかを選択）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で提出するものとする。また、事業実施後、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、当該チェックシートを提出するものとする。

なお、第２の１（１）及び（２）の事業に係る事業実施者は、交付申請及び実績報告の際に支援対象者からチェックシートを収集し、当該チェックシートをリストに整理して当該リストを事業実施主体に提出するとともに、当該チェックシートを保管するものとする。事業実施主体は、当該リストを農産局長に提出するものとし、事業実施者（第２の１（１）及び（２）の事業にあつては、支援対象者を含む。）から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うものとする。

I 果樹労働生産性向上等対策事業

第1 果樹経営支援等対策事業

1 果樹経営支援対策事業

(1) 事業の内容

本事業は、果樹産地の生産基盤を強化するため、産地計画に基づき、(3)のイの支援対象者が行う、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や優良品目・品種への改植・新植、小規模園地整備その他の経営基盤を強化する取組に要する経費を補助する事業とする。

(2) 事業実施者

本事業の事業実施者は、原則として都道府県法人とする。

ただし、都道府県法人が設立されていない都道府県にあっては、当該都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会その他事業実施主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となることができる。

(3) 補助対象及び補助率

ア 本事業において補助対象となる取組、補助率等は次の表のとおりとする。

ただし、対象となる品目・品種、省力樹形等は、産地計画又は地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）において今後振興すべきと定められている又は今後定められることが確実と見込まれる品目・品種、省力樹形、省力的な植栽方法を対象とするものに限る。

また、主要果樹とは、かんきつ類、りんご、なし、かき、ぶどう、もも、おうとう、びわ、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。

更に、省力樹形とは、試験結果又は事例で、以下の(ア)又は(イ)の要件を満たすことが確認でき、かつ未収益となる期間の短縮が期待できる樹形をいい、高接とは、果樹の枝等に優良な品目又は品種の穂木を接ぐことをいう（本別紙において以下同じ。）。また、省力的な植栽方法とは、省力樹形の要件を一部満たすものをいう（整列的な配置等により効果を発揮する植栽方法等）。

(ア) 10a 当たり労働時間を慣行栽培と比較して10%以上縮減できる。

(イ) 10a 当たり収量を慣行栽培と比較して10%以上増加できる。

なお、種苗法（平成10年法律第83号）第20条に基づく登録品種を扱う場合は、育成者権者の許諾を受け、適正に生産された種苗のみを利用するものとし、支援対象者は、種苗法第55条により義務付けられた種苗業者による種苗への表示及び特に必要な場合は種苗業者への照会により、適正に生産された種苗であることを確認の上で利用しなければならない。

補助対象となる取組	補助率 () 内は改植（新植）支援単価
1 整備事業 (1) 優良品目・品種への転換等 ア 慣行樹形への改植・新植	

(ア) うんしゅうみかん等のかんきつ類への改植・新植	定額 (23 (21) 万円/10a 以内)
(イ) りんごのわい化栽培への改植・新植	定額 (33 (32) 万円/10a 以内)
(ウ) ぶどう (加工用) の垣根栽培への改植・新植	定額 (33 (32) 万円/10a 以内)
(エ) (ア) から (ウ) までを除く主要果樹への改植・新植	定額 (17 (15) 万円/10a 以内)
(オ) (ア) から (エ) までのいずれの場合にも該当しない改植・新植	1/2 以内
イ 省力樹形等への改植・新植	
(ア) 超高密植 (トールスピンドル) 栽培 (りんご) への改植・新植	定額 (73 (71) 万円/10a 以内)
(イ) 高密植低樹高 (新わい化) 栽培 (りんご) への改植・新植	定額 (53 (52) 万円/10a 以内)
(ウ) 根域制限栽培 (うんしゅうみかん等のかんきつ類) への改植・新植	定額 (111 (108) 万円/10a 以内)
(エ) 根域制限栽培 (ぶどう、なし、もも等) への改植・新植	定額 (100 (99) 万円/10a 以内)
(オ) ジョイント栽培 (なし、もも、すもも、かき等) への改植・新植	定額 (33 (32) 万円/10a 以内)
(カ) 朝日ロンバス方式 (りんご) への改植・新植	定額 (33 (32) 万円/10a 以内)
(キ) V字ジョイント栽培 (なし、りんご、もも、おうとう、かき等) への改植・新植	定額 (73 (71) 万円/10a 以内)
(ク) (ア) から (キ) までのいずれにも該当しない改植・新植	1/2 以内
ウ 高接	1/2 以内

(2) 小規模園地整備 園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良、排水路の整備等 (3) 放任園地発生防止対策 作業性の悪い以下品目の園地等において、産地内での合意形成に基づき行う伐採や植林等の取組 ア うんしゅうみかん等のかんきつ類 イ アを除く主要果樹 ウ ア及びイのいずれにも該当しない品目 (4) 用水・かん水設備の整備 果実の品質向上等を目的として行う取組 (5) その他事業実施主体が特に必要と認める取組	1/2 以内 定額 (10 万円/10a 以内) 定額 (8 万円/10a 以内) 1/2 以内 1/2 以内 1/2 以内
2 推進事業 (1) 大苗育苗ほの設置 購入した苗等を一定期間育成するための育苗ほの設置 (2) 省力技術サポート支援 省力樹形の仕立て方法や管理技術、作業機械の効率的な操作方法等を習得するための調査や研修、講習会の開催等 (3) まとまった面積での省力樹形等への改植 (以下「一斉改植」という。)に伴う代替園地での生産性回復に係る取組支援 一斉改植を行うに当たり、成園までの間、代替園地で営農を継続するための掛かり増し経費	1/2 以内 定額 定額 (56 万円/10a (=11.2 万円/10a × 5 年分) 以内)

イ 支援対象者

(ア) アの表の 1 及び 2 (3) の取組に係る支援対象者

- ① 産地計画において担い手と定められた生産者（苗木生産者を含む。）
- ② 産地計画に参画している①以外の生産者（１年以内に①の担い手が所有権若しくは賃借権等を取得し、又は、①の担い手との間で果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の、継続して８年以上の期間を有する契約を締結することが確実と認められる農地に係る取組（アの表の１の（３）の放任園地発生防止対策（以下「放任園地発生防止対策」という。）に係る取組を除く。）を行う場合に限る。）
- ③ 地域計画のうち目標地図（基盤法第 19 条第 3 項の地図をいう。以下同じ。）に位置付けられた担い手等（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに定める組織をいう。）、市町村の基本構想（基盤法第 6 条第 1 項に定める基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者）
- ④ 農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「中間管理事業法」という。）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）
- ⑤ 生産出荷団体（事業実施者を除き、かつ、放任園地発生防止対策に係る取組を行う場合に限る。）
- ⑥ 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和 6 年法律第 63 号）第 7 条第 1 項に定める生産方式革新実施計画（以下「革新実施計画」という。）の認定を受けた者又は認定を受けることが確実と認められる者
- ⑦ 事業実施主体が特に必要と認める者

（イ）アの表の 2（１）及び（２）の取組に係る支援対象者

- ① 市町村
- ② 生産出荷団体（事業実施者を除く。）
- ③ 事業実施主体が特に必要と認める者

ウ アの表のうち改植・新植について、次に掲げるいずれか又は全てに該当する場合であって、改植・新植に伴い追加的な土層改良経費を要するなど事業実施主体が農産局長と協議して定めた要件に該当するときは、支援単価に 2 万円/10a 以内を加算できるものとする。

（ア）農地中間管理機構又は農地中間管理機構と同様な活動を行っている事業実施主体が認めた者が集積・集約した園地において行う改植・新植

（イ）農地を集積・集約した上で、急傾斜地から平地等に園地を移動して行う改植

エ 事業実施主体は、自然災害により、生産者の営農活動の継続に支障を来した場合において、その支援のために都道府県法人又は 1 の（２）のただし書きに定める団体（以下「都道府県法人等」という。）が緊急的に実施する事業に対して経費の一部を交付することができるものとする。

この場合において、交付の対象となる自然災害、支援の対象となる取組、支援対象者及び補助率等は農産局長が別に定めるものとする。

オ 事業を円滑に推進するため、事業実施主体が農産局長と協議して別に定める使途の基準等に基づき、都道府県法人等に対して推進事務費を交付することができるものとし、その補助率は定額とする。

(4) 支援の要件

本事業の支援を受けようとする場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

ただし、農産局長と協議の上、事業実施主体が別に定める場合にあっては、この限りではない。

ア 事業が実施される地域は、産地計画が策定されている地域又は事業実施年度中に産地計画を策定することが確実と見込まれる地域であって、(3)のアの表のうち1(1)及び2(3)の取組の対象とする園地は、地域計画の区域内であって、目標地図に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と見込まれる者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であること。

イ (3)のアの表のうち2(1)及び(2)の取組の支援対象者の主たる事務所が所在する都道府県において、当該取組の支援対象者である市町村の区域又は生産出荷団体若しくは事業実施主体が特に必要と認める者の業務区域における対象品目の収穫共済(対象品目について果樹共済のうち収穫共済の引き受けが行われている場合に限る。)又は収入保険の加入推進体制が整備され、加入率の向上に関する目標が設定されていること。

ウ 改植・新植を行う年度の前年度から起算して過去8年以内に本事業を含む国費補助事業による同一の支援の対象となっていないこと。ただし、本別紙本体第2の2(4)より農産局長が別に定める場合については、この限りではない。

エ (3)のアの表のうち2(3)の取組について、一斉改植を行う園地は、当該産地における対象品目のおおむね1経営体当たりの平均栽培面積以上の面積とし、代替園地は、初年度から収入を得られる園地であるとともに、当該支援対象者が一斉改植を行う面積以下であること。また、支援対象者は事業実施から5年間は当該代替園地において営農を継続するとともに、一斉改植を行った園地が成園化した後も、支援対象者又は事業実施者は当該代替園地を適切に管理する体制を整えること。

(5) 推進指導体制

ア 全国段階

国及び事業実施主体は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して必要な情報の収集に努めるとともに、都道府県法人その他関係機関に指導を行うものとする。

イ 都道府県段階

都道府県及び都道府県法人等は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して産地協議会その他関係機関に指導を行うものとする。

ウ 産地段階

産地協議会は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、関係機関と連携して、支援対象者に指導を行うものとする。

(6) 果樹経営支援対策事業実施計画

ア 支援対象者は、支援の対象となる取組の内容、事業完了年月日その他本事業の実施に必要な事項を定めた果樹経営支援対策事業実施計画（以下、第１の１において「事業実施計画」という。）を都道府県法人等に提出し、その承認を受けるものとする。

イ 都道府県法人等は、アの承認をしようとするときは、都道府県知事及び事業実施主体に協議するものとする。

なお、特に事業実施主体が認める場合は、（７）ア（イ）の交付申請と併せて事業実施主体に対し事業実施計画の協議が実施できるものとする。この場合、提出された事業実施計画は、（７）ア（ウ）の交付決定の通知により、承認されたものとみなす。

ウ 事業実施計画を変更する場合は、ア及びイの規定を準用するものとする。ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、支援対象者の変更、事業の取り止め、事業量又は事業費の 30%以上の増加及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

（７）補助金の交付

ア 補助金の交付手続

（ア）補助金の交付を受けようとする支援対象者は、都道府県法人等に対し補助金の交付を申請するものとする。

（イ）都道府県法人等は、支援対象者からの補助金の交付申請を取りまとめ、事業実施主体に対し補助金の交付を申請するものとする。

（ウ）事業実施主体は、（イ）により申請された場合には、本別紙本体第２の５（６）の業務方法書に定めるところにより補助金を交付するものとし、当該都道府県法人等は、本別紙本体第２の４（８）の業務方法書に定めるところにより、当該支援対象者に補助金を交付するものとする。

イ 事業実施主体の助成措置

事業実施主体は、都道府県法人等が本事業を実施するために必要な経費の全部又は一部を助成するものとする。

（８）実績報告

ア 支援対象者は、本事業の実績について、（６）のアの事業実施計画の内容に準じて記載したものを、都道府県法人等に報告するものとする。

イ 都道府県法人等は、支援対象者からの報告を取りまとめ、事業実施主体に報告するものとし、事業実施主体は、当該報告を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

（９）政策の重要度に応じた補助金の配分

ア 事業実施主体は、国から交付された補助金の範囲内において、次に掲げる事項を勘案して算出した額を事業実施者へ交付するものとし、（３）のアの表の１（１）イの取組については、優先的に支援するものとする。

ただし、自然災害による被害に対応した事業実施計画については、この限りではない。

（ア）担い手への園地の集積状況

- (イ) 振興品目の生産状況
- (ウ) 農地中間管理機構等を通じた園地整備の取組状況
- (エ) 農地中間管理機構の産地協議会への参画状況
- (オ) 農業共済及び収入保険の加入状況
- (カ) G A P の取組状況
- (キ) 革新実施計画の認定状況
- (ク) 輸出の取組状況（輸出事業計画（輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）に基づき策定し、農林水産大臣の認定を受けた計画をいう。）及びフラッグシップ輸出産地（フラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和6年4月19日付け6輸国第256号農林水産省輸出・国際局長通知）第5の規定により認定証の交付を受けた産地をいう。）の認定状況を含む）
- (ケ) 水田活用の取組状況
- (コ) 労働生産性向上の取組状況

イ アに基づく交付額の算出の基礎となる指標については、アに掲げる事項ごとに、事業実施主体が農産局長と協議して定めるものとするが、省力樹形の導入や農地中間管理機構等の活用に取り組む産地協議会に対しては、優先配分する点に留意するものとする。

(10) 関係様式

1に規定する手続に係る様式は、下表に掲げるものを例として、事業実施主体又は都道府県法人等が、その業務方法書に定めるものとする。

様 式 名	条 文	様 式 番 号
果樹経営支援対策事業実施計画（兼実績報告）兼果樹未収益期間支援事業対象者申告書（兼確定報告）	(6) ア	別添4-1
果樹経営支援対策推進事業実施計画（兼実績報告）	〃	別添4-2
果樹経営支援対策事業実施計画（及び果樹未収益期間支援事業対象者）承認申請書	〃	別添4-3
果樹経営支援対策事業（及び果樹未収益期間支援事業）補助金交付申請書	(7) ア（ア）	別添4-4-1
果樹経営支援対策事業（及び果樹未収益期間支援事業）補助金交付申請書（生産出荷団体に委任する場合）	〃	別添4-4-2

果樹経営支援対策事業実績（及び果樹未収益期間支援事業対象者確定）報告兼補助金支払請求書	（８）ア	別添４－５
---	------	-------

２ 果樹未収益期間支援事業

（１）事業の内容

本事業は、果樹産地の生産基盤を強化するため、次のアからオまでに定める者（２において「支援対象者」という。）に対し、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や、優良品目・品種への改植・新植が実施された後、経済的に価値のある水準の収量が得られるまでの期間（以下「果樹未収益期間」という。）に要する経費の一部を補助する事業とする。

ア １の（３）アの表のうち１の（１）に定める優良品目・品種への転換等を実施した者（１の（３）イの（ア）②の生産者を除く。）

イ １の（３）アの表のうち、１の取組を実施した園地の所有権又は貸借権等を１年以内に取得して営農活動を開始し、かつ営農開始時に担い手であることが確実と認められる者

ウ 農地中間管理機構がアの取組を実施し、当該取組終了後１年を超えて園地を保全管理（中間管理事業法第２条第３項第４号に規定する農用地等の管理又は「農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準の制定について」（平成１２年９月１日付け１２構改Ｂ第８４６号）の「別添２特例事業規程例」の第１８条に規定する管理をいう。以下同じ。）する場合において、当該園地の所有権又は貸借権等を取得して営農活動を開始し、かつ営農開始時に担い手であることが確実と認められる者

エ 福島県営農再開支援事業実施要綱（平成２５年２月２６日付け２４生産第２８７５号農林水産事務次官依命通知）に基づき、果樹の改植の取組（ただし、対象となる品目はアの取組の対象品目と同様のものに限る。）により放射性物質の果実への移行低減に取り組んだ園地の所有権又は貸借権等を有する者（産地計画に参画している生産者に限る。）

オ 原子力被災１２市町村農業者支援事業実施要綱（平成２８年１０月１１日付け２８文第１５２号農林水産事務次官依命通知）別記の２の別表２に定める果樹の新植・改植（ただし、対象となる品目はアの取組の対象品目と同様のものに限る。）に取り組んだ園地の所有権又は貸借権等を有する者

（２）果樹未収益期間

本事業における果樹未収益期間は改植・新植実施年を含む５年間とし、そのうち支援対象期間は改植・新植実施年を除いた４年間とする。ただし、（１）のウの場合にあっては、農地中間管理機構による保全管理が行われた年数その他事業実施主体が特に必要と認めた年数を減ずることができる。

（３）補助率

本事業による補助率は定額（２２万円／１０ａ（＝５．５万円／１０ａ×４年分）以内）とする。

（４）事業実施者

本事業の事業実施者は、１の（２）の事業実施者とする。

（５）推進指導体制

本事業の推進指導体制は、１の（５）に準ずるものとする。

（６）果樹未収益期間支援事業対象者の申告

（１）のア又はイの取組に係る支援対象者は、１の（６）アの事業実施計画の提出と併せて、都道府県法人等に支援対象者申告を行い、その承認を受けるものとする。

（７）補助金の交付

本事業の補助金の交付については、１の（７）に準ずるものとする。

（８）果樹未収益期間支援事業対象者の確定報告

ア （１）のア又はイの取組に係る支援対象者は、１の（８）アの実績報告と併せて、都道府県法人等に支援対象者の確定報告を行うものとする。

イ 都道府県法人等は、支援対象者からの報告を取りまとめ、事業実施主体に報告するものとし、事業実施主体は、当該報告を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

（９）関係様式

（６）、（７）及び（８）のアに規定する手続に係る様式は、（１）のア又はイの支援対象者にあつては、１の（１０）の表に掲げるものを例として、また、（１）のウからオまでのいずれかの支援対象者にあつてはこれに準じて、事業実施主体又は都道府県法人等がその業務方法書に定めるものとする。

３ 未来型果樹農業等推進条件整備事業

（１）新産地育成型及び既存産地改良型

ア 事業の内容

本事業は、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成するため、次の（ア）又は（イ）に係る取組を実施することにより、まとまった面積での省力樹形又は整列樹形（園地内の作業道を確保し、慣行樹形の果樹を当該作業道に沿って整列して植栽する栽培方法をいう。本別紙において以下同じ。）のいずれか及び機械作業体系の導入と併せて、早期成園化や成園化までの経営の継続・発展に係る取組に要する経費を総合的に支援する事業とする。

（ア）新産地育成型

平坦で作業性の良い水田等において、基盤整備実施後の樹園地への転換等を通じた果樹の新植により、生産性の高い園地づくりの推進・水田の高収益化を図る取組

（イ）既存産地改良型

中山間地等の既存産地において、基盤整備実施後の改植等により、生産性の高い園地づくりを推進する取組

イ 事業実施者

本事業の事業実施者は、都道府県法人等とする。

ウ 支援対象者

本事業の支援対象者は、次に掲げる者とする。

- (ア) 産地計画において担い手と定められた者
- (イ) 地域計画のうち目標地図に位置付けられた担い手等（目標地図に位置付けられている認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに定める組織）、市町村の基本構想（基盤法第 6 条第 1 項に定める基本構想）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者）。
- (ウ) 法人化した経営体
- (エ) 農地中間管理機構
- (オ) (ア) から (エ) までの者のほか、生産者により組織された団体
- (カ) 事業実施主体が特に必要と認める者

なお、(イ)、(ウ) 及び (オ) の支援対象者については、今後産地計画において担い手と定められることが確実と見込まれる者であることとする。

エ 補助対象となる取組等

本事業による補助対象となる取組、補助対象経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

ただし、支援対象者は、第 1 の 1 (3) のアの表のうち 1 の (1)、(2)、(4) 及び (5) 並びに第 1 の 2 に係る取組を一体的に実施することができるものとする。

なお、改植・新植については、省力樹形又は整列樹形の導入に係るものであること、また、産地計画において今後振興すべきものとして定められている又は今後定められることが確実と見込まれる品目・品種を対象とするものに限る。

補助対象となる取組		補助対象経費	補助率
早期成園化や経営の継続・発展に係る取組	大苗の育成	新植又は改植後の早期成園化を図るため、あらかじめ大型の苗を育成する取組に必要な労賃、育苗費（苗木代は除く。）、地代、排水対策費、栽培管理に要する肥料代、農薬代、かん水設備費等	定額 (20 万円 /10a 以内)
	代替農地での営農 ※アの (イ) に限る。また、原則として、高齢化により管理できなくなっている農地、他の農業者等から新たに借り受け、若しくは取得した農地、又は裏作を行っていない等により利用していない自己の農地を対象とし、自らの経営のため現に利用している農地は対象外	未利用の農地等を取得又は賃借して野菜等を栽培することにより、代替的な収入を確保するための取組に必要な労賃、パイプハウスやトンネル等の導入費、地代、種苗費、農薬代、肥料代等	定額 (28 万円 /10a 以内)

	とする。		
	省力技術研修	省力樹形の仕立て方法や管理技術、作業機械の効率的な操作方法等を習得するための調査や研修の受講、講習会の開催等に必要な旅費、謝金、資料印刷費、作業労賃、通信費等	定額 (3万円/10a 以内)
機械作業体系に必要な農業機械・設備等の導入又は農業機械・設備のリース導入 ※ただし、農業機械・設備等の導入は以下の①又は②に該当するものに限る ①経営面積の拡大に必要な農業機械・設備及び資材 ②地域において、労働生産性の向上に向けたモデルとなり、かつ、当該地域において、導入事例のない農業機械・設備及び資材		省力化・機械化に対応し、労働生産性を抜本的に高めた園地づくりに必要となる農業機械・設備及び資材の導入費又は農業機械・設備のリース導入費	1/2 以内

オ 新産地育成型の実施に係る要件

水田農業高収益化推進計画において、アの（ア）の新産地育成型に係る支援対象者が位置付けられている場合、当該支援対象者は、水田活用の直接支払交付金の交付対象農地（『経営所得安定対策等実施要綱』（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）別紙1に規定するものをいう。）において、次の①及び②に係る取組（同要綱別紙14又は別紙21に規定するものをいう。）を実施するものとする。

- ① 高収益作物定着促進支援（水田活用の直接支払交付金又は畑地化促進事業）
- ② 高収益作物畑地化支援（水田活用の直接支払交付金又は畑地化促進事業）

なお、①及び②に係る取組を実施し、当該支援を受ける場合、エの表のうち、「大苗の育成」及び「省力技術研修」の取組の支援と併せて、補助率は最大40.5万円/10aまでとする。

カ 面積規模要件

新植又は改植を行う面積がおおむね2ha以上であることとし、公共事業による基盤整備を実施する場合は、原則として5ha以上とする。

なお、新植又は改植を行う面積は、地続きであることを要せず、また、新植又は改植を行う品目・品種は、同一のもの又は複数のもののいずれであっても支援

対象とする。

キ 支援対象面積

エの表の「早期成園化や経営の継続・発展に係る取組」の支援対象面積は、以下の取組ごとの条件を満たす面積とする。

(ア) 大苗の育成

新植又は改植を行う園地の面積のうち、当該取組により育成した大苗を用いて新植又は改植を行う面積とする。

(イ) 代替農地での営農

改植を行う園地において、改植により途絶する収益に対する、代替農地での目標収益の割合（100%を限度とする。）を改植面積に乗じて得た面積とする。

(ウ) 省力技術研修

新植又は改植を行う園地の面積のうち、省力技術（省力樹形や整列樹形、機械作業体系をいう。）を導入する面積とする。

ク 事業の成果目標

(ア) 支援対象者は、本事業の開始前に支援の対象となる取組の内容、事業完了年月日その他本事業の実施に必要な事項を定めた未来型果樹農業等推進条件整備事業実施計画（以下、3において「事業実施計画」という。）を策定し、事業の成果目標を定めなければならない。

(イ) 成果目標の設定に関し、必要な事項は、次に掲げるものとする。

- ① 事業実施前と比較して、新植又は改植を行った園地における 10a 当たりの作業時間当たり収穫量を向上させること。
- ② 成果目標の設定に当たっては、その設定根拠を明確にすること。
- ③ 目標年度は、新植又は改植を行った年度の翌年度から起算して8年以内とする。

ケ 推進指導体制

(ア) 全国段階

国及び事業実施主体は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して必要な情報の収集に努めるとともに、都道府県法人その他関係機関に指導を行うものとする。

(イ) 都道府県段階

都道府県及び都道府県法人等は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して産地協議会その他関係機関に指導を行うものとする。

(ウ) 産地段階

産地協議会は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、関係機関と連携して、支援対象者に指導を行うものとする。

コ 事業実施の手続

(ア) 支援対象者は、本事業を実施する際には、事業実施計画を作成の上、シ（ア）の交付申請と併せて、都道府県法人等に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、事業実施計画の内容は、補助対象となる取組、事業完了年月日その他本事業の実施に必要な事項を定めるものとし、原則として、都道府県の果樹農業振興計画や、産地協議会が策定する産地計画等との整合をとることとする。

(イ) 都道府県法人等は、支援対象者から提出された事業実施計画を適切と認め承認しようとするときは、当該計画を取りまとめ、あらかじめ都道府県知事と協議した上で、シ(イ)の交付申請と併せて、事業実施主体に協議するものとする。

(ウ) 事業実施主体は、都道府県法人等から事業実施計画にかかる協議があったときは、内容を確認し適切と認める場合は、当該計画に異存はない旨を通知するものとする。

(エ) 都道府県法人等は、(ウ)の通知があったときは、事業実施計画を承認し、速やかに支援対象者に通知するものとする。

(オ) 交付申請書と併せて提出された事業実施計画は、シ(ウ)の交付決定の通知により、承認されたとみなすことができるものとする。

(カ) 事業実施計画を変更する場合は、(ア)から(オ)までの規定を準用するものとする。

ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、支援対象者の変更、事業の取り止め、事業量又は事業費の30%以上の増加及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

(キ) 事業実施計画は、次年度以降の国の予算が確保できた場合、当該計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

サ 施設等の管理運営・リース導入等

施設等の管理運営・リース導入等については、本別紙本体第3に定めるとおりとする。

シ 補助金の交付

(ア) 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、都道府県法人等に対し、コ(ア)の事業実施計画の提出と併せて、補助金の交付を申請するものとする。

(イ) 都道府県法人等は、支援対象者からの補助金交付申請を取りまとめ、コ(イ)の事業実施計画の提出と併せて、事業実施主体に対し補助金の交付を申請するものとする。

(ウ) 事業実施主体は、都道府県法人等から補助金交付申請があった場合には、本別紙本体第2の5(6)の業務方法書に定めるところにより、補助金を交付するものとし、当該都道府県法人等は、本別紙本体第2の4(8)の業務方法書に定めるところにより、支援対象者に補助金を交付するものとする。

ス 実績の報告

(ア) 支援対象者は、目標年度までの間、交付申請を行った翌年度に、都道府県法人等に対し、本事業の実績を報告するものとする。

(イ) 都道府県法人等は、支援対象者からの報告を取りまとめ、事業実施主体に報告するものとし、事業実施主体は、当該報告を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

セ 事業実施状況の報告等

(ア) 支援対象者は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を作成し、7月末日までに都道府県法人等に報告

するものとする。

- (イ) 都道府県法人等は、(ア)により報告のあった事業実施状況について、同年度の9月末日までに報告書を作成し事業実施主体に提出するものとする。

なお、都道府県法人等は、報告の内容を検討した結果、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、都道府県と協力し、支援対象者に対して適切な措置を講ずるものとし、報告書の提出時に、その内容についても併せて事業実施主体に報告するものとする。

- (ウ) 事業実施主体は、(イ)により報告のあった事業実施状況について、同年度の11月末日までに報告書を作成し農産局長に提出するものとする。

なお、事業実施主体が報告の内容を検討した結果、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、事業実施主体は、都道府県法人等に対して適切な措置を講ずるものとし、報告書の提出時に、その内容についても併せて農産局長に報告するものとする。

- (エ) 農産局長は、(ウ)により報告のあった事業実施状況の報告書の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、事業実施主体に対して、指導・助言を行うものとする。

ソ 事業の評価

- (ア) 支援対象者は、目標年度の翌年度の7月末日までに成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を都道府県法人等に報告するものとする。

- (イ) 都道府県法人等は、(ア)による成果目標の達成状況の報告を受けた場合には、その内容について点検評価し、その結果、成果目標が達成されていないと判断するときは、都道府県と協力して支援対象者に対し、改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を事業実施主体に9月末日までに報告するものとする。

- (ウ) 都道府県法人等は、(イ)の指導を行った結果、成果目標が達成されない場合には、目標年度の翌々年度までに当該成果目標が達成されるよう支援対象者に対し、継続的に助言・指導を行うものとする。

また、都道府県法人等が、助言・指導を行った結果、目標年度の翌々年度までに当該成果目標を概ね達成することが困難であると認められる場合には、必要な助言・指導を行うものとする。

ただし、天災その他支援対象者の責に帰すことのできない原因により当該成果目標が達成されない場合には、期間を延長した上で適切な措置を講ずるものとする。

- (エ) 事業実施主体は、(イ)による報告を受けた場合は、成果目標の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県法人等に指導を行うとともに、その評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。

- (オ) 農産局長は、当該報告を受けた場合は、内容を検討し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

- (カ) 国は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

タ その他

ドローン（ほ場の情報を取得する IoT 機器搭載機等）、農業ロボット（収穫ロボット等）、環境制御施設等を導入又はリース導入する場合において、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和 2 年 3 月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、本事業の支援対象者（支援対象者以外の者に貸し付ける場合にあつては、当該貸付けの対象となる者）等は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

（２）関係様式

（１）に規定する手続に係る様式は、下表に掲げるものを例として、事業実施主体又は都道府県法人等がその業務方法書に定めるものとする。

様 式 名	条 文	様 式 番 号
未来型果樹農業等推進条件整備事業補助金交付申請書	（１）シ（ア）	別添 5－1
未来型果樹農業等推進条件整備事業実績報告兼補助金支払請求書	（１）ス（ア）	別添 5－2
未来型果樹農業等推進条件整備事業実施状況報告書	（１）セ（ア）	別添 5－3
未来型果樹農業等推進条件整備事業目標達成状況報告書	（１）ソ（ア）	別添 5－4
未来型果樹農業等推進条件整備事業における改善計画	（１）ソ（イ）	別添 5－5

4 果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業

（１）事業の内容

本事業は、果樹産地における新たな担い手の確保・定着に向けた、産地の新規就農者等受入体制の整備として、研修又はリース・譲渡向けの園地の整備等に要する経費や、新規就農者等に対する技術指導・園地管理を行うために必要な経費等を支援する事業とする。

（２）事業実施者

本事業の事業実施者は、都道府県法人等とする。

（３）支援対象者

本事業の支援対象者は、新たな担い手の参入を支援する、次に掲げる者とする。

ア 都道府県

イ 市町村

ウ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）

エ 生産出荷団体（事業実施者を除く。）

- オ 産地協議会
- カ 農地中間管理機構
- キ 法人化した経営体
- ク 生産者により組織された団体
- ケ 民間事業者
- コ 特定非営利活動法人
- サ 事業実施主体が特に必要と認める者

(4) 補助対象となる取組等

本事業による補助対象となる取組、補助対象経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

補助対象となる取組	補助対象経費等	補助率
小規模園地整備等	新規就農者等の受入に必要な園地整備に要する経費 ※ ただし、第1の1(3)のアの表のうち1(2)、(4)及び(5)で対象とする取組に係るものとする。	1/2 以内
改植	園地の生産基盤強化のための優良品目・品種や省力樹形への改植等に要する経費 ※ ただし、第1の1(3)のアの表のうち1(1)で対象とする取組に係るものとする。	定額又は 1/2 以内 ※ 第1の1(3)のアの表のうち1(1)の補助率又は支援単価とする。
改植後の幼木管理	改植後の幼木管理に要する経費	定額 (22 万円/10a (=5.5 万円/10a × 4 年分) 以内)
省力技術研修	省力樹形の仕立て方法や管理技術、作業機械の効率的な操作方法等を習得するための調査や研修の受講、講習会の開催等に必要な旅費、謝金、資料印刷費、作業労賃、通信費等	定額 (3 万円/10a 以内)
技術指導・管理委託	果樹型トレーニングファームの運営に必要な技術指導・園地	定額

	管理が可能な技能を持つ人材への管理委託に要する経費	
--	---------------------------	--

(5) 事業の実施要件

- ア 産地計画において、新たな担い手の確保・定着に向けた取組を実施する主体、目標、関係機関とその役割分担、新規就農者等の育成方針や確保の取組、園地整備の内容、工程等を位置付けること。又は、今後位置付けることが確実と見込まれること。
- イ 果樹型トレーニングファームとして設置初年度から実地研修を行う園地を確保すること。
- ウ 本事業で整備した園地を新規就農者等にリース又は譲渡する場合は、その対象園地を地域計画の区域内に設定するとともに、当該新規就農者等が、地域計画に定められている目標地図に位置付けられること。
- エ 支援対象者は、次の（ア）及び（イ）に掲げる要件を満たす者に技術指導・園地管理の委託をできるものとする。なお、活動日数は年間 200 人日以内とし、支援対象者は、当該受託者の技術指導・園地管理の活動記録を整理するとともに、当該受託者が技術指導・園地管理を適切に行っているかどうかについて確認を行うこととする。
 - （ア）当該産地における果樹農業分野における営農経験や指導経験等の必要な技術的な能力を有していること。
 - （イ）謝金・旅費規程等、技術指導・園地管理を適正に行うための規約やその他の規定が定められていること。

(6) 事業の成果目標

事業を開始した年度の 3 年後までに新規就農者等を確保すること。

(7) 推進指導体制

- ア 全国段階

国及び事業実施主体は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して必要な情報の収集に努めるとともに、都道府県法人その他関係機関に指導を行うものとする。
- イ 都道府県段階

都道府県及び都道府県法人等は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して産地協議会その他関係機関に指導を行うものとする。
- ウ 産地段階

産地協議会は、産地における担い手確保の方策について支援対象者や関係機関と検討し、(5)アで定める内容を産地計画に位置付けるものとする。また、本事業を円滑かつ的確に実施するため、関係機関と連携して、支援対象者に指導を行うものとする。

(8) 事業実施の手続

- ア 支援対象者は、本事業を実施する際には、支援の対象となる取組の内容、事業完了年月日その他本事業の実施に必要な事項を定めた果樹型トレーニング

グファーム推進条件整備事業実施計画（以下４において「事業実施計画」という。）を作成の上、（９）アの交付申請と併せて、都道府県法人等に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、事業実施計画の内容は、原則として、都道府県の果樹農業振興計画や、産地協議会が策定する産地計画等との整合をとることとする。

- イ 都道府県法人等は、支援対象者から提出された事業実施計画を適切と認め承認しようとするときは、当該計画を取りまとめ、あらかじめ都道府県知事と協議した上で、（９）イの交付申請と併せて、事業実施主体に協議するものとする。
- ウ 事業実施主体は、都道府県法人等から事業実施計画にかかる協議があったときは、内容を確認し適切と認める場合は、当該計画に異存はない旨を通知するものとする。
- エ 都道府県法人等は、ウの通知があったときは、事業実施計画を承認し、速やかに支援対象者に通知するものとする。
- オ 交付申請書と併せて提出された事業実施計画は、（９）ウの交付決定の通知により、承認されたとみなすことができるものとする。
- カ 事業実施計画を変更する場合は、アからオまでの規定を準用するものとする。

ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、支援対象者の変更、事業の取り止め、事業量又は事業費の 30%以上の増加及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

- キ 事業実施計画は、当該計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

（９）補助金の交付

- ア 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、都道府県法人等に対し、（８）アの事業実施計画の提出と併せて、補助金の交付を申請するものとする。
- イ 都道府県法人等は、支援対象者からの補助金交付申請を取りまとめ、（８）イの事業実施計画の協議と併せて、事業実施主体に対し補助金の交付を申請するものとする。
- ウ 事業実施主体は、都道府県法人等から補助金交付申請があった場合には、本別紙本体第２の５（６）の業務方法書に定めるところにより、補助金を交付するものとし、当該都道府県法人等は、本別紙本体第２の４（８）の業務方法書に定めるところにより、支援対象者に補助金を交付するものとする。

（１０）実績の報告

- ア 支援対象者は、目標年度までの間、交付申請を行った翌年度に、都道府県法人等に対し、本事業の実績を報告するものとする。
- イ 都道府県法人等は、支援対象者からの報告を取りまとめ、事業実施主体に報告するものとし、事業実施主体は、当該報告を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

（１１）事業実施状況の報告等

ア 支援対象者は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を作成し、産地協議会に協議の上、7月末日までに都道府県法人等に報告するものとする。

イ 都道府県法人等は、アにより報告のあった事業実施状況について、同年度の9月末日までに報告書を作成し事業実施主体に提出するものとする。

なお、都道府県法人等は、報告の内容を検討した結果、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、都道府県と協力し、支援対象者に対して適切な措置を講ずるものとし、報告書の提出時に、その内容についても併せて事業実施主体に報告するものとする。

ウ 事業実施主体は、イにより報告のあった事業実施状況について、同年度の11月末日までに報告書を作成し農産局長に提出するものとする。

なお、事業実施主体が報告の内容を検討した結果、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、事業実施主体は、都道府県法人等に対して適切な措置を講ずるものとし、報告書の提出時に、その内容についても併せて農産局長に報告するものとする。

エ 農産局長は、ウにより報告のあった事業実施状況の報告書の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、事業実施主体に対して、指導・助言を行うものとする。

(12) 事業の評価

ア 支援対象者は、目標年度の翌年度の7月末日までに成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、産地協議会に協議の上、その結果を都道府県法人等に報告するものとする。

イ 都道府県法人等は、アによる成果目標の達成状況の報告を受けた場合には、その内容について点検評価し、その結果、成果目標が達成されていないと判断するときは、都道府県と協力して支援対象者に対し、改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を事業実施主体に9月末日までに報告するものとする。

ウ 都道府県法人等は、イの指導を行った結果、成果目標が達成されない場合には、目標年度の翌々年度までに当該成果目標が達成されるよう支援対象者に対し、継続的に助言・指導を行うものとする。

また、都道府県法人等が、助言・指導を行った結果、目標年度の翌々年度までに当該成果目標を概ね達成することが困難であると認められる場合には、必要な助言・指導を行うものとする。

ただし、天災その他支援対象者の責に帰すことのできない原因により当該成果目標が達成されない場合には、期間を延長した上で適切な措置を講ずるものとする。

エ 事業実施主体は、イによる報告を受けた場合は、成果目標の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県法人等に指導を行うとともに、その評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。

オ 農産局長は、当該報告を受けた場合は、内容を検討し、必要に応じて事業実

施主体を指導するものとする。

カ 国は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

(13) 関係様式

4に規定する手続に係る様式は、下表に掲げるものを例として、事業実施主体又は都道府県法人等がその業務方法書に定めるものとする。

様 式 名	条 文	様 式 番 号
果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業補助金交付申請書	(9) ア	別添 6－1
果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業補助金支払請求書	(10) ア	別添 6－2
果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業実施状況報告書	(11) ア	別添 6－3
果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業目標達成状況報告書	(12) ア	別添 6－4
果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業における改善計画	(12) イ	別添 6－5

第2 果樹農業調査研究等事業

1 事業の内容

- (1) 国内及び国外の果樹農業に関する情報の収集及び提供並びに国産果実の普及啓発を行う事業
- (2) その他本対策の目的を達成するために必要な事業

2 事業実施者は、1の事業を実施する場合には、あらかじめ農産局長と協議するものとする。

Ⅱ 果樹優良苗木・花粉安定確保対策事業

第1 苗木安定確保対策事業

1 優良苗木生産推進事業

(1) 事業の内容

本事業は、果樹生産に必要な苗木の安定供給を図るため、優良苗木の生産・供給体制の構築に向けた取組や、苗木生産に必要となる育苗ほの設置に係る取組のほか、省力樹形用苗木の安定生産に向けたモデル的な取組に要する経費を補助する事業とする。

(2) 事業実施者

本事業の事業実施者は、都道府県法人等とする。

(3) 支援対象者

本事業の支援対象者は、次に掲げる者とする。

ア 以下の(ア)から(カ)までの要件を満たす苗木生産コンソーシアム

(ア) 都道府県、市町村、産地協議会、種苗法の第2条第6項に規定する種苗業者のうち自ら果樹の苗木を生産する技術を有し、優良品目又は品種の穂木等を提供できる者(以下「苗木生産者」という。)等によりコンソーシアムが構成されていること又は構成されることが確実と見込まれること。

このうち、産地協議会又は苗木生産者のいずれかは必須の構成員とする。

(イ) 苗木生産コンソーシアムの構成員の中から法人格を有する中核機関が選定されていること。

(ウ) 苗木生産コンソーシアム又は中核機関が、補助金交付に係る全ての手続等を担うこと。

(エ) 意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした苗木生産コンソーシアムの運営等に係る規約(以下「苗木生産コンソーシアム規約」という。)が定められていること。

(オ) 苗木生産コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(カ) 年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

イ 次の要件を満たす苗木生産者

苗木の安定生産・供給体制を構築するため、苗木の供給先である生産出荷団体等と検討会を実施すること。

(4) 補助対象となる取組

本事業において補助対象となる取組は、次のアからウまでに掲げるものとする。

なお、対象となる品目・品種は、原則として苗木生産コンソーシアムの構成員となっており、又は苗木の供給先の生産出荷団体等が構成員となっている産地協議

会が策定した産地計画において、今後振興すべき品目・品種として定められているものとする。

また、種苗法第 20 条に基づく登録品種を扱う場合は、育成者権者の許諾を受け、適正に生産された種苗のみを利用するものとし、支援対象者は、種苗法第 55 条により義務付けられた種苗業者による種苗への表示及び特に必要な場合は種苗業者への照会により、適正に生産された種苗であることを確認の上で利用しなければならない。

ア 検討会の開催

果樹生産に必要な苗木の安定生産・供給体制を構築するため、産地協議会や苗木生産者、生産出荷団体等の連携による検討会を開催する。

イ 苗木育苗ほの設置

苗木の安定生産を図るため、苗木育苗ほの設置に必要となるほ場の借り上げや、かん水設備の設置等を行う。

ウ 省力樹形用苗木の育成

省力樹形の導入推進のため、りんごの高密植栽培用のフェザー苗やなしのジョイント栽培用の大苗等の省力樹形用苗木の安定生産に向けたモデル的な取組を行う。

なお、その支援対象面積は、本取組により育成した省力樹形用苗木を用いて改植又は新植を行う面積とし、本取組において支援対象となる省力樹形は、I の第 1 の 1 (3) のアの表のうち 1 の (1) イにおける省力樹形とする。

(5) 補助率

補助率は、(4) のア及びイの取組は 1/2 以内、同ウの取組は定額 (20 万円/10a 以内) とする。

(6) 事業の成果目標

支援対象者は、事業開始前に優良苗木生産推進事業実施計画（以下、1 において「事業実施計画」という。）において、事業実施年度の翌年度から起算して 3 か年度（以下「目標年度」という。）までの優良苗木の供給計画を策定することとし、目標年度までに苗木生産コンソーシアムを構成する産地協議会や生産出荷団体等に事業実施計画に沿った苗木の供給を開始することを成果目標とする。

(7) 推進指導体制

ア 全国段階

国及び事業実施主体は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して必要な情報の収集に努めるとともに、都道府県、都道府県法人等、その他関係機関に対して、必要に応じて指導を行うものとする。

イ 都道府県段階

都道府県及び都道府県法人等は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して必要な情報の収集に努めるとともに、支援対象者に対して、必要に応じて指導するものとする。

ウ 産地段階

事業実施計画を策定した支援対象者は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、関係機関と連携して事業を行うものとする。

(8) 事業実施の手続

ア 支援対象者は、本事業を実施する際には、事業実施計画を作成の上、(11)アの交付申請と併せて、都道府県法人等に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、事業実施計画の内容は、補助対象となる取組、事業完了年月日その他本事業の実施に必要な事項を定めるものとし、原則として、都道府県の果樹農業振興計画、苗木生産コンソーシアムを構成し、又は苗木生産者が苗木を供給する生産出荷団体等が構成員となっている産地協議会が策定した産地計画との整合をとることとする。

イ 都道府県法人等は、支援対象者から提出された事業実施計画を適切と認めるときは、当該計画を取りまとめ、あらかじめ都道府県知事と協議した上で、(11)イの交付申請と併せて、事業実施主体に提出するものとする。ただし、都道府県が苗木生産コンソーシアムの構成員である場合は、都道府県知事との協議は不要とする。

ウ 事業実施主体は、都道府県法人等から事業実施計画の提出があったときは、内容を確認し適切と認める場合は、都道府県法人等に対して、(11)ウの通知に併せて、当該計画に異存はない旨を通知するものとする。

エ 都道府県法人等は、ウの通知があったときは、本別紙本体第2の4(8)の業務方法書に定めるところにより、速やかに支援対象者に通知するものとする。

オ 交付申請書と併せて提出された事業実施計画は、(11)ウの通知により、承認されたとみなすことができるものとする。

カ 事業実施計画を変更する場合は、アからオまでの規定を準用するものとする。ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項は、成果目標の変更、支援対象者の変更、事業の中止又は廃止、支援対象者における事業費の30%を超える増、国庫補助金の増又は事業費若しくは国庫補助金の30%を超える減及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

キ 事業実施計画は、次年度以降の国の予算が確保できた場合、当該計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

(9) 施設等及び苗木生産ほ場の管理運営

施設等及び苗木生産ほ場の管理運営については、本別紙第3に定めるとおりとする。

(10) 補助対象となる経費

本事業のうち(4)のア及び同イにおいて補助対象となる経費は、別表のうち備品費、賃金等、事業費(会場借料、通信運搬費、借上費、印刷製本費、資料購入費、原材料費、資機材費、消耗品費及びほ場整備費)、旅費(委員旅費及び調査等旅費)、

謝金、委託費、役務費及び雑役務費（手数料及び租税公課）とする。

また、（４）のウにおいて補助対象となる経費は、省力樹形用苗木を育成する取組に必要な労賃、育苗費（苗木代は除く。）、地代、排水対策費、栽培管理に要する肥料代、農薬代、かん水設備費等とする。

（11）補助金の交付

ア 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、都道府県法人等に対し（８）アの事業実施計画の提出と併せて補助金の交付を申請するものとする。

イ 都道府県法人等は、支援対象者からの補助金交付申請を取りまとめ、事業実施主体に対し、（８）イの事業実施計画の提出と併せて補助金の交付を申請するものとする。

ウ 事業実施主体は、都道府県法人等から補助金交付申請があった場合には、本別紙本体第２の５（６）の業務方法書に定めるところにより、補助金を交付するものとし、当該都道府県法人は、本別紙本体第２の４（８）の業務方法書に定めるところにより、支援対象者に補助金を交付するものとする。

（12）実績の報告

ア 支援対象者は、本事業の実績について都道府県法人等に報告するものとする。

イ 都道府県法人等は、支援対象者からの報告を取りまとめ、事業実施主体に報告するものとし、事業実施主体は、当該報告を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

（13）事業実施状況の報告等

ア 支援対象者は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を作成し、７月末日までに都道府県法人に報告するものとする。

イ 都道府県法人等は、アにより報告のあった事業実施状況について、同年度の９月末日までに報告書を作成し事業実施主体に提出するものとする。なお、都道府県法人等は、報告の内容を検討した結果、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、都道府県と協力し当該支援対象者に対して適切な措置を講ずるものとし、報告書の提出時に、その内容についても併せて事業実施主体に報告するものとする。

ウ 事業実施主体は、イにより報告のあった事業実施状況について、同年度の１１月末日までに報告書を作成し農産局長に提出するものとする。なお、事業実施主体が報告の内容を検討した結果、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、事業実施主体は、都道府県法人等に対して適切な措置を講ずるものとし、報告書の提出時に、その内容についても併せて農産局長に報告するものとする。

エ 農産局長は、ウにより報告のあった事業実施状況の報告書の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、事業実施主体に対して、指導・助言を行うものとする。

(14) 事業の評価

- ア 支援対象者は、目標年度の翌年度の7月末日までに成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を都道府県法人等に報告するものとする。
- イ 都道府県法人等は、アによる成果目標の達成状況の報告を受けた場合には、その内容について点検評価し、その結果、成果目標が達成されていないと判断するときは、都道府県と協力して支援対象者に対し、改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を事業実施主体に同年度の9月末日までに報告するものとする。
- ウ 都道府県法人等は、イの指導を行った結果、成果目標が達成されない場合には、目標年度の翌々年度までに当該成果目標が達成されるよう支援対象者に対し、継続的に助言・指導を行うものとする。また、都道府県法人等が、助言・指導を行った結果、目標年度の翌々年度までに当該成果目標を概ね達成することが困難であると認められる場合には、必要な助言・指導を行うものとする。ただし、天災その他支援対象者の責に帰すことのできない原因により当該成果目標が達成されない場合には、期間を延長した上で適切な措置を講ずるものとする。
- エ 事業実施主体は、イによる報告を受けた場合は、成果目標の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県法人等に指導を行うとともに、その評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。
- オ 農産局長は、当該報告を受けた場合は、内容を検討し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。
- カ 国は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

(15) 収益納付

- ア 支援対象者は、補助事業により借り上げ、整備された育苗ほ場で生産された苗木の売却等により収益が発生した場合は、補助事業の成果による収益の状況を記載した収益状況報告書を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに都道府県法人等に報告するものとする。
- イ 都道府県法人等は、アの報告を受けた場合、補助事業の成果の企業化により相当の収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の補助事業の成果の企業化による収益額に、当該成果に係る技術が企業化されるまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額をそれまでに支出された企業化に係る総費用で除して得た値を乗じ、さらに当該成果が企業化事業において利用される割合を乗じて得た金額について、支援対象者に納付を命ずることができるものとする。
- ウ 収益を納付すべき期間は、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、事業の実施に要する経費として交付した補助金総額を限度とする。
- エ 都道府県法人等は、収益納付が行われた場合、事業実施主体を通じて、国に納付を行うこととする。

(16) 関係様式

１に規定する手続に係る様式は、下表に掲げるものを例として、事業実施主体又は都道府県法人等がその業務方法書に定めるものとする。

様 式 名	条 文	様 式 番 号
優良苗木生産推進事業補助金交付申請書	(11) ア	別添 7－1
優良苗木生産推進事業実績報告兼補助金支払請求書	(12) ア	別添 7－2
優良苗木生産推進事業実施状況報告書	(13) ア	別添 7－3
優良苗木生産推進事業目標達成状況報告書	(14) ア	別添 7－4
優良苗木生産推進事業における改善計画	(14) イ	別添 7－5
収益状況報告書	(15) ア	別添 7－6

２ 果樹種苗増産緊急対策事業

(１) 事業の内容

輸入ぶどう苗木等の供給不足に対応するため、民間施設における隔離検疫の実施拡大等を推進する必要があることから、本事業では、都道府県、市町村、産地協議会、試験研究機関等が連携し緊急的に輸入ぶどう苗木等を確保するための体制の構築、既存施設の隔離栽培施設への改修等に要する経費を補助する事業とする。

(２) 事業実施者

本事業の事業実施者は、以下のアからカまでの要件を満たす輸入苗木供給推進コンソーシアムとする。

ア 都道府県、都道府県法人等、市町村、産地協議会、大学、試験研究機関、苗木生産者、果実加工業者等により輸入苗木供給推進コンソーシアムが構成されていること又は構成されることが確実と見込まれること。

このうち、一以上の産地協議会及び一以上の大学又は試験研究機関は必須の構成員とする。

また、輸入苗木供給推進コンソーシアムは、隔離検疫について、植物防疫所と連携し指導を受けるものとする。

イ 輸入苗木供給推進コンソーシアムの構成員の中から、法人格を有する中核機関が選定されていること。

ウ 輸入苗木供給推進コンソーシアム又は中核機関が、補助金交付に係る全ての手続等を担うこと。

エ 意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内

部監査の方法等を明確にした輸入苗木供給推進コンソーシアムの運営等に係る規約（以下「輸入苗木供給推進コンソーシアム規約」という。）が定められていること。

オ 輸入苗木供給推進コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

カ 年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

（３）補助対象となる取組

需要の急増等により安定供給が困難となったぶどう苗木等について、需要に対応した供給が行えるよう、輸入苗木の安定確保に向けた検討会の開催、苗木の輸入の際に義務付けられている隔離栽培による検疫を、既存施設等を活用して行う場合に必要な施設の改修等の取組を支援するものとする。

輸入する苗木は、輸入苗木供給推進コンソーシアムの構成員となっている産地協議会の産地計画において、今後振興すべき品目・品種として定められているもの又は産地協議会が振興すべき品目・品種とすることを検討しているものであることとする。

なお、種苗法第 20 条に基づく登録品種を扱う場合は、育成者権者の許諾を受け、適正に生産された種苗のみを利用するものとし、支援対象者は、種苗法第 55 条により義務付けられた種苗業者による種苗への表示及び特に必要な場合は種苗業者への照会により、適正に生産された種苗であることを確認の上で利用しなければならない。

（４）補助率

補助率は事業費の 1/2 以内とする。

ただし、1 地区当たりの補助金額の上限は、1 千万円とする。

（５）事業の成果目標

輸入苗木供給推進コンソーシアムは、事業開始前に果樹種苗増産緊急対策事業実施計画（以下、2 において「事業実施計画」という。）において、事業実施年度の翌年度から起算して 5 か年度までの輸入苗木の供給計画を策定することとし、事業実施年度の翌年度から起算して 3 か年度までに輸入苗木供給推進コンソーシアムを構成する産地協議会等に事業実施計画に沿った苗木の供給を開始することを成果目標とする。

（６）推進指導体制

ア 全国段階

国及び事業実施主体は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して必要な情報の収集に努めるとともに、必要に応じて都道府県、都道府県法人等、その他関係機関に対して、指導を行うものとする。

イ コンソーシアム段階

事業実施計画を策定した輸入苗木供給推進コンソーシアムは、本事業を円滑かつ的確に実施するため、関係機関と連携して事業を行うものとする。

(7) 事業実施の手続

ア 輸入苗木供給推進コンソーシアムは、本事業を実施する際には事業実施計画を作成の上、(10)アの交付申請と併せて、事業実施主体に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、事業実施計画の内容は、補助対象となる取組の内容、事業完了年月日その他本事業の実施に必要な事項を定めるものとし、都道府県の果樹農業振興計画、輸入苗木供給推進コンソーシアムを構成する産地協議会の産地計画との整合をとることとする。

イ 事業実施主体は、輸入苗木供給推進コンソーシアムから提出があったときは、内容を確認し適切と認める場合は、事業実施計画を承認し、(10)イの交付決定の通知と併せて輸入苗木供給推進コンソーシアムに通知するものとする。

ウ 事業実施計画を変更する場合は、ア及びイの規定を準用するものとする。ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、成果目標の変更、事業実施者の変更、事業の中止又は廃止、事業実施者における事業費の30%を超える増、国庫補助金の増又は事業費若しくは国庫補助金の30%を超える減及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

(8) 農業機械・隔離栽培施設の管理運営、施設等のリース導入

農業機械・隔離栽培施設の管理運営、施設等のリース導入については、本別紙第3に定めるとおりとする。

(9) 補助対象となる経費

本事業において補助対象となる経費は、別表のうち備品費、賃金等、事業費（会場借料、通信運搬費、借上費、印刷製本費、資料購入費、原材料費、資機材費、消耗品費、施設等リース費及び改修費）、旅費（委員旅費及び調査等旅費）、謝金、委託費、役務費及び雑役務費（手数料及び租税公課）とする。

(10) 補助金の交付

ア 補助金の交付を受けようとする輸入苗木供給推進コンソーシアムは、事業実施主体に対し、(7)アに規定する事業実施計画の提出と併せて補助金の交付を申請するものとする。

イ 事業実施主体は、アにより申請された場合には、本別紙本体第2の5(6)の業務方法書に定めるところにより、補助金を交付するものとする。

(11) 実績の報告

輸入苗木供給推進コンソーシアムは、本事業の実績について、事業実施主体に報

告するものとし、事業実施主体は、当該報告を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

(12) 事業実施状況の報告等

ア 輸入苗木供給推進コンソーシアムは、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を作成し、6月末日までに事業実施主体に報告するものとする。

イ 事業実施主体は、アにより報告のあった事業実施状況について、同年度の9月末日までに報告書を作成し農産局長に報告するものとする。

なお、事業実施主体が報告の内容を検討し、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該輸入苗木供給推進コンソーシアムに対して適切な措置を講ずるものとし、その内容についても併せて報告するものとする。

ウ 農産局長は、イにより報告のあった事業実施状況の報告書の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、事業実施主体に対して、指導・助言を行うものとする。

(13) 事業の評価

ア 輸入苗木供給推進コンソーシアムは、目標年度の翌年度において、成果目標の達成状況について、自ら評価を行い事業実施主体に報告するものとする。

イ 事業実施主体は、アによる成果目標の達成状況の報告を受けた場合には、その内容について点検評価し、その結果、成果目標が達成されていないと判断される場合は、国と協力し当該輸入苗木供給推進コンソーシアムに対し、改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を農産局長に9月末日までに報告するものとする。

ウ 事業実施主体は、イの指導を行った結果、成果目標が達成されない場合には、目標年度の翌々年度までに当該成果目標が達成されるよう輸入苗木供給推進コンソーシアムに対し、継続的に助言・指導を行うものとする。

なお、事業実施主体が、助言・指導を行った結果、目標年度の翌々年度までに当該成果目標を概ね達成することが困難であると認められる場合には、必要な助言・指導を行うものとする。

ただし、天災その他輸入苗木供給推進コンソーシアムの責に帰さない原因により当該成果目標が達成されない場合には、期間を延長した上で適切な措置を講ずるものとする。

エ 農産局長は、イによる報告を受けた場合は、内容を検討し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

オ 国は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

(14) 収益納付

ア 輸入苗木供給推進コンソーシアムは、補助事業により改修等された施設により隔離検疫を受けた苗木の売却等により収益が発生した場合は、補助事業の成

果による収益の状況を記載した収益状況報告書を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに事業実施主体に報告するものとする。

イ 事業実施主体は、アの報告を受けた場合、補助事業の成果の企業化により相当の収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の補助事業の成果の企業化による収益額に、当該成果に係る技術が企業化されるまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額をそれまでに支出された企業化に係る総費用で除して得た値を乗じ、さらに当該成果が企業化事業において利用される割合を乗じて得た金額について、輸入苗木供給推進コンソーシアムに納付を命ずることができるものとする。

ウ 収益を納付すべき期間は、補助事業の終了の翌年度から起算し5年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、事業の実施に要する経費として交付した補助金総額を限度とする。

エ 事業実施主体は、収益納付が行われた場合、国に納付を行うこととする。

(15) 関係様式

2に規定する手続に係る様式は、下表に掲げるものを例として、事業実施主体がその業務方法書に定めるものとする。

様 式 名	条 文	様 式 番 号
果樹種苗増産緊急対策事業補助金交付申請書	(10) ア	別添8-1
果樹種苗増産緊急対策事業実績報告兼補助金支払請求書	(11)	別添8-2
果樹種苗増産緊急対策事業実施状況報告書	(12) ア	別添8-3
果樹種苗増産緊急対策事業目標達成状況報告書	(13) ア	別添8-4
果樹種苗増産緊急対策事業における改善計画	(13) イ	別添8-5
収益状況報告書	(14) ア	別添8-6

3 省力的苗木生産体制推進事業

(1) 事業の内容

本事業は、省力樹形の導入等に必要な苗木の安定生産・供給に向け、ポット苗栽培等の省力的な苗木生産体制の整備に要する経費を支援する事業とする。

(2) 事業実施者

本事業の事業実施者は、都道府県法人等とする。

(3) 支援対象者

本事業の支援対象者は、省力的な苗木生産に取り組む苗木生産者とする。

(4) 補助対象となる取組

本事業において補助対象となる取組は、ポット苗栽培等の省力的生産体制の整備とし、対象となる品目・品種は、果樹産地において特に必要とされているものとして事業実施主体が定める品目・品種とする。

なお、種苗法第 20 条に基づく登録品種を扱う場合は、育成者権者の許諾を受け、適正に生産された種苗のみを利用するものとし、支援対象者は、種苗法第 55 条により義務付けられた種苗業者による種苗への表示及び特に必要な場合は種苗業者への照会により、適正に生産された種苗であることを確認の上で利用しなければならない。

(5) 補助率

補助率は、事業費の 1/2 以内とする。

(6) 事業の成果目標

事業実施年度の翌々年度までに生産されたポット苗等を果樹生産者等に出荷すること。

(7) 補助対象となる経費

本事業において補助対象となる経費は、簡易ハウス設置費（内部設備含む）、ポット苗栽培等に必要な資材費（ポット、コンテナ等）、栽培管理に要する肥料代、農薬代等とする。

(8) 事業実施の手続

ア 支援対象者は、本事業を実施する際には補助対象となる取組、事業完了年月日その他本事業の実施に必要な事項を定めた事業実施計画を作成の上、(10)アの交付申請と併せて、都道府県法人等に提出し、その承認を受けるものとする。

イ 都道府県法人等は、支援対象者から提出された事業実施計画を適切と認めるときは、当該計画を取りまとめ、(10)イの交付申請と併せて、事業実施主体に提出するものとする。

ウ 事業実施主体は、都道府県法人等から事業実施計画の提出があったときは、内容を確認し適切と認める場合は、都道府県法人等に対して、(10)ウの通知に併せて、当該計画に異存はない旨を通知するものとする。

エ 都道府県法人等は、ウの通知があったときは、本別紙本体第 2 の 4 (8) の業務方法書に定めるところにより、速やかに支援対象者に通知するものとする。

オ 交付申請書と併せて提出された事業実施計画は、(10)ウの通知により、承認

されたとみなすことができるものとする。

カ 事業実施計画を変更する場合は、アからオまでの規定を準用するものとする。ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項は、成果目標の変更、支援対象者の変更、事業の中止又は廃止、支援対象者における事業費の 30%を超える増、国庫補助金の増又は事業費若しくは国庫補助金の 30%を超える減及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

(9) 施設等及び苗木生産ほ場の管理運営

施設等及び苗木生産ほ場の管理運営については、本別紙本体第 3 に定めるとおりとする。

(10) 補助金の交付

ア 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、都道府県法人等に対し(8)アの事業実施計画の提出と併せて補助金の交付を申請するものとする。

イ 都道府県法人等は、支援対象者からの補助金交付申請を取りまとめ、事業実施主体に対し、(8)イの事業実施計画の協議と併せて補助金の交付を申請するものとする。

ウ 事業実施主体は、都道府県法人等から補助金交付申請があった場合には、本別紙本体第 2 の 5 (6) の業務方法書に定めるところにより、補助金を交付するものとし、当該都道府県法人等は、本別紙本体第 2 の 4 (8) の業務方法書に定めるところにより、支援対象者に補助金を交付するものとする。

(11) 実績の報告

ア 支援対象者は、本事業の実績について都道府県法人等に報告するものとする。

イ 都道府県法人等は、支援対象者からの報告を取りまとめ、事業実施主体に報告するものとし、事業実施主体は、当該報告を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

(12) 事業実施状況の報告等

ア 支援対象者は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を作成し、7 月末日までに都道府県法人等に報告するものとする。

イ 都道府県法人等は、アにより報告のあった事業実施状況について、同年度の 9 月末日までに報告書を作成し事業実施主体に提出するものとする。なお、都道府県法人等は、報告の内容を検討した結果、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該支援対象者に対して適切な措置を講ずるものとし、報告書の提出時に、その内容についても併せて事業実施主体に報告するものとする。

ウ 事業実施主体は、イにより報告のあった事業実施状況について、同年度の 11 月末日までに報告書を作成し農産局長に提出するものとする。なお、事業実施主体が報告の内容を検討した結果、成果目標の達成が見込まれないと判断したと

きは、事業実施主体は、都道府県法人等に対して適切な措置を講ずるものとし、報告書の提出時に、その内容についても併せて農産局長に報告するものとする。

エ 農産局長は、ウにより報告のあった事業実施状況の報告書の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、事業実施主体に対して、指導・助言を行うものとする。

(13) 事業の評価

- ア 支援対象者は、目標年度の翌年度の7月末日までに成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を都道府県法人等に報告するものとする。
- イ 都道府県法人等は、アによる成果目標の達成状況の報告を受けた場合には、その内容について点検評価し、その結果、成果目標が達成されていないと判断するときは、支援対象者に対し、改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を事業実施主体に同年度の9月末日までに報告するものとする。
- ウ 都道府県法人等は、イの指導を行った結果、成果目標が達成されない場合には、目標年度の翌々年度までに当該成果目標が達成されるよう支援対象者に対し、継続的に助言・指導を行うものとする。また、都道府県法人等が、助言・指導を行った結果、目標年度の翌々年度までに当該成果目標を概ね達成することが困難であると認められる場合には、必要な助言・指導を行うものとする。ただし、天災その他支援対象者の責に帰すことのできない原因により当該成果目標が達成されない場合には、期間を延長した上で適切な措置を講ずるものとする。
- エ 事業実施主体は、イによる報告を受けた場合は、成果目標の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県法人等に指導を行うとともに、その評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。
- オ 農産局長は、当該報告を受けた場合は、内容を検討し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。
- カ 国は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

(14) 関係様式

3に規定する手続に係る様式は、下表に掲げるものを例として、事業実施主体がその業務方法書に定めるものとする。

様 式 名	条 文	様 式 番 号
省力的苗木生産体制整備事業補助金交付申請書	(10) ア	別添 9－1
省力的苗木生産体制整備事業実績報告兼補助金支払請求書	(11) ア	別添 9－2
省力的苗木生産体制整備事業実施状況報告書	(12) ア	別添 9－3

省力的苗木生産体制整備事業目標達成 状況報告書	(13) ア	別添 9 - 4
省力的苗木生産体制整備事業における 改善計画	(13) イ	別添 9 - 5

4 苗木契約生産拡大支援事業

(1) 事業の内容

本事業は、省力樹形の導入等に必要な苗木の安定生産・供給に向け、契約に基づく苗木の生産拡大に伴い必要となる安定生産技術の導入に要する経費を支援する事業とする。

(2) 事業実施者

本事業の事業実施者は、都道府県法人等とする。

(3) 支援対象者

本事業の支援対象者は、契約栽培に取り組む苗木生産者とする。

(4) 補助対象となる取組

本事業において補助対象となる取組は、支援対象者が果樹生産者等との契約書（覚書や確認書等を含む）の締結に基づいて行う、苗木生産の安定生産拡大とし、以下に掲げる①から⑤までの安定生産技術の取組のうち3つ以上を選択し行う（①「かん水設備の導入」又は②「排水対策」のうち暗きよの取組は必須）こととする。また、対象となる品目・品種は、果樹産地において特に必要とされているものとして事業実施主体が定める品目・品種とする。

なお、種苗法第20条に基づく登録品種を扱う場合は、育成者権者の許諾を受け、適正に生産された種苗のみを利用するものとし、支援対象者は、種苗法第5条により義務付けられた種苗業者による種苗への表示及び特に必要な場合は種苗業者への照会により、適正に生産された種苗であることを確認の上で利用しなければならない。

- ① かん水設備の導入
- ② 排水対策（明きよ、暗きよ）
- ③ 土壌診断
- ④ 病虫害対策
- ⑤ その他事業実施主体が特に必要と認める技術

(5) 補助率

補助率は、定額（15万円/10a以内）とする。

(6) 事業の成果目標

事業実施年度の翌々年度までに契約生産面積を拡大させ、契約に基づき苗木を出荷することを成果目標とする。

(7) 補助対象となる経費

本事業において補助対象となる経費は、契約に基づく果樹苗木の生産拡大に伴い必要となる労賃、育苗費（苗木代は除く。）、かん水設備費、排水対策費、土壌診断代、病害虫対策費、栽培管理に要する肥料代、農薬代等とする。

(8) 事業実施の手続

ア 支援対象者は、本事業を実施する際には補助対象となる取組、事業完了年月日その他本事業の実施に必要な事項を定めた事業実施計画を作成の上、(10)アの交付申請と併せて、都道府県法人等に提出し、その承認を受けるものとする。

イ 都道府県法人等は、支援対象者から提出された事業実施計画を適切と認めるときは、当該計画を取りまとめ、(10)イの交付申請と併せて、事業実施主体に提出するものとする。

ウ 事業実施主体は、都道府県法人等から事業実施計画の提出があったときは、内容を確認し適切と認める場合は、都道府県法人等に対して、(10)ウの通知に併せて、当該計画に異存はない旨を通知するものとする。

エ 都道府県法人等は、ウの通知があったときは、本別紙本体第2の4(8)の業務方法書に定めるところにより、速やかに支援対象者に通知するものとする。

オ 交付申請書と併せて提出された事業実施計画は、(10)ウの通知により、承認されたものとみなすことができるものとする。

カ 事業実施計画を変更する場合は、アからオまでの規定を準用するものとする。ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項は、成果目標の変更、支援対象者の変更、事業の中止又は廃止、支援対象者における事業費の30%を超える増、国庫補助金の増又は事業費若しくは国庫補助金の30%を超える減及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

(9) 施設等及び苗木生産ほ場の管理運営

施設等及び苗木生産ほ場の管理運営については、本別紙本体第3に定めるとおりとする。

(10) 補助金の交付

ア 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、都道府県法人等に対し(8)アの事業実施計画の提出と併せて補助金の交付を申請するものとする。

イ 都道府県法人等は、支援対象者からの補助金交付申請を取りまとめ、事業実施主体に対し、(8)イの事業実施計画の提出と併せて補助金の交付を申請するものとする。

ウ 事業実施主体は、都道府県法人等から補助金交付申請があった場合には、本別紙本体第2の5(6)の業務方法書に定めるところにより、補助金を交付するも

のとし、当該都道府県法人等は、本別紙本体第2の4（8）の業務方法書に定めるところにより、支援対象者に補助金を交付するものとする。

（11）実績の報告

- ア 支援対象者は、本事業の実績について都道府県法人等に報告するものとする。
- イ 都道府県法人等は、支援対象者からの報告を取りまとめ、事業実施主体に報告するものとし、事業実施主体は、当該報告を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

（12）事業実施状況の報告等

- ア 支援対象者は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を作成し、7月末日までに都道府県法人等に報告するものとする。
- イ 都道府県法人等は、アにより報告のあった事業実施状況について、同年度の9月末日までに報告書を作成し事業実施主体に提出するものとする。なお、都道府県法人等は、報告の内容を検討した結果、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該支援対象者に対して適切な措置を講ずるものとし、報告書の提出時に、その内容についても併せて事業実施主体に報告するものとする。
- ウ 事業実施主体は、イにより報告のあった事業実施状況について、同年度の11月末日までに報告書を作成し農産局長に提出するものとする。なお、事業実施主体が報告の内容を検討した結果、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、事業実施主体は、都道府県法人等に対して適切な措置を講ずるものとし、報告書の提出時に、その内容についても併せて農産局長に報告するものとする。
- エ 農産局長は、ウにより報告のあった事業実施状況の報告書の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、事業実施主体に対して、指導・助言を行うものとする。

（13）事業の評価

- ア 支援対象者は、目標年度の翌年度の7月末日までに成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を都道府県法人等に報告するものとする。
- イ 都道府県法人等は、アによる成果目標の達成状況の報告を受けた場合には、その内容について点検評価し、その結果、成果目標が達成されていないと判断するときは、支援対象者に対し、改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を事業実施主体に同年度の9月末日までに報告するものとする。
- ウ 都道府県法人等は、イの指導を行った結果、成果目標が達成されない場合には、目標年度の翌々年度までに当該成果目標が達成されるよう支援対象者に対し、継続的に助言・指導を行うものとする。また、都道府県法人等が、助言・指導を行った結果、目標年度の翌々年度までに当該成果目標を概ね達成することが困難であると認められる場合には、必要な助言・指導を行うものとする。ただし、天災その他支援対象者の責に帰すことのできない原因により当該成果目標

- が達成されない場合には、期間を延長した上で適切な措置を講ずるものとする。
- エ 事業実施主体は、イによる報告を受けた場合は、成果目標の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県法人等に指導を行うとともに、その評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。
- オ 農産局長は、当該報告を受けた場合は、内容を検討し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。
- カ 国は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

(14) 関係様式

4に規定する手続に係る様式は、下表に掲げるものを例として、事業実施主体がその業務方法書に定めるものとする。

様 式 名	条 文	様 式 番 号
苗木契約生産拡大支援事業補助金交付申請書	(10) ア	別添 10－ 1
苗木契約生産拡大支援事業実績報告兼補助金支払請求書	(11) ア	別添 10－ 2
苗木契約生産拡大支援事業実施状況報告書	(12) ア	別添 10－ 3
苗木契約生産拡大支援事業目標達成状況報告書	(13) ア	別添 10－ 4
苗木契約生産拡大支援事業における改善計画	(13) イ	別添 10－ 5

第 2 花粉安定確保対策事業

1 事業の内容

本事業は、海外での病害の発生等による花粉輸入の不安定化のリスクを軽減し、国内での花粉の安定的な生産・供給を図るため、なしやりんご、キウイフルーツ等の品目について、花粉専用樹の改植・新植や施設等のリース導入等に要する経費を補助する事業とする。

2 事業実施者

本事業の事業実施者は、都道府県法人等とする。

3 支援対象者

本事業の支援対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 産地計画において担い手と定められた生産者
- (2) 産地計画に参画している(1)以外の生産者(1年以内に担い手が所有権若しくは賃借権等を取得し、又は果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の、継続して8年以上の期間を有する契約を締結することが確実と認められる農地に係る取組を行う場合に限る。)
- (3) 生産出荷団体
- (4) 都道府県
- (5) 市町村
- (6) 法人化した経営体
- (7) 生産者により組織された団体
- (8) 民間事業者
- (9) 事業実施主体が特に必要と認める者

4 補助対象となる取組等

本事業により補助対象となる取組、補助対象経費及び補助率は、次の表のとおりとする。なお、種苗法第20条に基づく登録品種を扱う場合は、育成者権者の許諾を受け、適正に生産された種苗のみを利用するものとし、支援対象者は、種苗法第55条により義務付けられた種苗業者による種苗への表示及び特に必要な場合は種苗業者への照会により、適正に生産された種苗であることを確認の上で利用しなければならない。

補助対象となる取組	補助対象経費	補助率
検討会の開催 (花粉の安定的な生産・供給を図るための生産者や市町村、生産出荷団体等を参集した連携体制構築のための検討会の開催)	別表のうち備品費、賃金等、事業費(会場借料、通信運搬費、借上費、印刷製本費、資料購入費、原材料費及び消耗品費)、旅費(委員旅費及び調査等旅費)、謝金、委託費、役務費及び雑役務費(手数料及び租税公課)	定額
小規模園地整備 (傾斜の緩和、土壌土層改良、排水路の整備、用水・かん水設備整備等)	左記の取組に必要な重機リース代・燃料費、均平・法切り費、深耕・整地費、土壌改良資材費、明渠・暗渠施工費、オペレータ賃金、貯水槽・ポンプ・揚水設備・撒水設備・自動制御装置等導入費等	1/2 以内
改植・新植	なし、キウイフルーツ、りんご等の花粉専用樹の改植・新植に必要な深耕・整地費、土壌改良資材費、植栽費、苗木代等(改植の場合は伐採・抜根費も補助対象経費)	1/2 以内

花粉専用樹の育成管理	新植・改植後、花粉が採れるまでの幼木の育成管理に必要な肥料代・農薬代等の経費	定額 (11 万円/10a (= 5.5 万円/10a × 2 年分) 以内)
機械・設備のリース導入	花粉採取機や開葯機、花粉精選機等の機械・設備のリース導入に要する経費	1/2 以内

5 事業の成果目標

本事業の支援対象者は、事業開始前に花粉安定確保対策事業実施計画（以下、第2において「事業実施計画」という。）において、事業実施年度の翌年度から起算して5か年度（以下「目標年度」という。）までの花粉の供給計画を策定することとし、目標年度までに産地協議会や生産者等に事業実施計画に沿った花粉の供給を開始することを成果目標とする。

6 推進指導体制

（1）全国段階

国及び事業実施主体は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して必要な情報の収集に努めるとともに、都道府県、都道府県法人等、その他関係機関に対して、必要に応じて指導を行うものとする。

（2）都道府県段階

都道府県及び都道府県法人等は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して必要な情報の収集に努めるとともに、支援対象者、産地協議会その他関係機関に対して、必要に応じて指導を行うものとする。

（3）産地段階

産地協議会は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、関係機関と連携して、支援対象者に指導を行うものとする。

7 事業実施の手続

（1）支援対象者は、本事業を実施する際には、事業実施計画を作成の上、9（1）の交付申請と併せて、都道府県法人等に提出するものとする。

なお、事業実施計画の内容は、補助対象となる取組、事業完了年月日その他本事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

（2）都道府県法人等は、支援対象者から提出された事業実施計画を適切と認めるときは、当該計画を取りまとめ、あらかじめ、都道府県知事と協議した上で、9（2）の交付申請と併せて、事業実施主体と協議するものとする。

（3）事業実施主体は、都道府県法人等から事業実施計画に係る協議があったときは、内容を確認し適切と認める場合は、都道府県法人等に対して、当該計画に異存はない旨を通知するものとする。

（4）都道府県法人等は、（3）の通知があったときは、事業実施計画を承認し、速や

かに支援対象者に通知するものとする。

- (5) 交付申請書と併せて提出された事業実施計画は、9 (3) の交付決定の通知により承認されたとみなすことができるものとする。
- (6) 事業実施計画を変更する場合は、(1) から(5) までの規定を準用するものとする。ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項は、成果目標の変更、支援対象者の変更、事業の中止又は廃止、支援対象者における事業費の 30% を超える増、国庫補助金の増又は事業費若しくは国庫補助金の 30% を超える減及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。
- (7) 事業実施計画は、次年度以降の国の予算が確保できた場合、当該計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

8 施設等及び花粉生産ほ場の管理運営、施設等のリース導入

施設等及び花粉生産ほ場の管理運営、施設等のリース導入については、本別紙第 3 に定めるとおりとする。

9 補助金の交付

- (1) 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、都道府県法人等に対し、7 (1) の事業実施計画の提出と併せて補助金の交付を申請するものとする。
- (2) 都道府県法人等は、支援対象者からの補助金交付申請を取りまとめ、事業実施主体に対し、7 (2) の事業実施計画の提出と併せて補助金の交付を申請するものとする。
- (3) 事業実施主体は、都道府県法人等から補助金交付申請があった場合には、本別紙本体第 2 の 5 (6) の業務方法書に定めるところにより、補助金を交付するものとし、当該都道府県法人は、本別紙本体第 2 の 4 (8) の業務方法書に定めるところにより、支援対象者に補助金を交付するものとする。

10 実績の報告

- (1) 支援対象者は、本事業の実績について都道府県法人等に報告するものとする。
- (2) 都道府県法人等は、支援対象者からの報告を取りまとめ、事業実施主体に報告するものとし、事業実施主体は、当該報告を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

11 事業実施状況の報告等

- (1) 支援対象者は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を作成し、7 月末日までに都道府県法人等に報告するものとする。
- (2) 都道府県法人等は、(1) により報告のあった事業実施状況について、同年度の 9 月末日までに報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

なお、都道府県法人等は、報告の内容を検討した結果、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、都道府県と協力し支援対象者に対して適切な措置を講

ずるものとし、報告書の提出時に、その内容についても併せて事業実施主体に報告するものとする。

- (3) 事業実施主体は、(2)により報告のあった事業実施状況について、同年度の11月末日までに報告書を作成し農産局長に提出するものとする。

なお、事業実施主体が報告の内容を検討した結果、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、事業実施主体は、都道府県法人等に対して適切な措置を講ずるものとし、報告書の提出時に、その内容についても併せて農産局長に報告するものとする。

- (4) 農産局長は、(3)により報告のあった事業実施状況の報告書の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、事業実施主体に対して、指導・助言を行うものとする。

12 事業の評価

- (1) 支援対象者は、目標年度の翌年度の7月末日までに成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を都道府県法人等に報告するものとする。

- (2) 都道府県法人等は、(1)による成果目標の達成状況の報告を受けた場合には、その内容について点検評価し、その結果、成果目標が達成されていないと判断するときは、都道府県と協力して支援対象者に対し改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を事業実施主体に9月末日までに報告するものとする。

- (3) 都道府県法人等は、(2)の指導を行った結果、成果目標が達成されない場合には、目標年度の翌々年度までに当該成果目標が達成されるよう支援対象者に対し、継続的に助言・指導を行うものとする。

また、都道府県法人等が、助言・指導を行った結果、目標年度の翌々年度までに成果目標を概ね達成することが困難であると認められる場合には、必要な助言・指導を行うものとする。

ただし、天災その他支援対象者の責に帰すことのできない原因により当該成果目標が達成されない場合には、期間を延長した上で適切な措置を講ずるものとする。

- (4) 事業実施主体は、(2)による報告を受けた場合は、成果目標の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県法人等に指導を行うとともに、その評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。

- (5) 農産局長は、当該報告を受けた場合は、内容を検討し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

- (6) 国は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

13 関係様式

第2に規定する手続に係る様式は、下表に掲げるものを例として、事業実施主体又は都道府県法人等がその業務方法書に定めるものとする。

様 式 名	条 文	様 式 番 号
-------	-----	---------

花粉安定確保対策事業補助金交付申請書	9 (1)	別添 11－1
花粉安定確保対策事業実績報告兼補助金支払請求書	10 (1)	別添 11－2
花粉安定確保対策事業実施状況報告書	11 (1)	別添 11－3
花粉安定確保対策事業目標達成状況報告書	12 (1)	別添 11－4
花粉安定確保対策事業における改善計画	12 (2)	別添 11－5

Ⅲ 果実流通加工対策事業

第1 中価格帯・加工専用果実生産支援事業

1 事業の内容

この事業は、国産果実について、新たな加工・業務用需要への対応を図るため、消費者等のニーズをとらえた果実加工品の試作、当該加工品の原料価格や業務用需要を想定した低コスト・省力化栽培技術や出荷技術の実証等を行う事業とする。

2 事業実施者

この事業の実施者は、生産出荷団体、地方公共団体、大学、試験研究機関、果実加工業者等とする。

3 中価格帯・加工専用果実生産支援事業実施計画

(1) 事業実施者(4及び5において同じ。)は、事業の内容、経費の配分、事業完了年月日及び収支予算その他この事業の実施に必要な事項を定めた中価格帯・加工専用果実生産支援事業実施計画(以下第1において「事業実施計画」という。)を策定し、4(1)の交付申請と併せて、指定法人に提出し、承認を受けるものとする。

(2) 指定法人は、(1)により提出された事業実施計画を適当と認めて、承認しようとする場合には、あらかじめ農産局長と協議するものとする。

なお、農産局長との協議の結果、当該計画が適当と認められた場合、4(2)の交付決定の通知により当該計画が承認されたとみなすことができるものとする。

(3) (1)の事業実施計画を変更する場合は(1)及び(2)に準じて行うものとする。ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、事業実施者の変更、事業の取り止め、事業量又は事業費の30%以上の増減及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

4 補助金の交付等

(1) 補助金の交付を受けようとする事業実施者は、事業実施計画の提出と併せて指定法人に対し、補助金の交付を申請するものとする。

(2) 指定法人は、(1)により申請された場合には、3(2)による協議の上で、本別紙本体第2の3(4)の業務方法書に定めるところにより、事業実施者に補助金を交付するものとする。

(3) 補助対象となる経費及び補助率は、次の表によるものとする。

補助対象となる経費	補助率
(ア) 果実加工品の試作品製作のための検討委員会の開催、試作品の製作、試作品の成分分析、消費者モニター調査及び報告書の作成に要する経費(イ)を行う場合に限る。)	定額(指定法人が農産局長と協議して定める額)
(イ) 当該加工品の原料価格や業務用需要を想定した栽培手法や出荷技術等の検討のための検討会の開催、栽培技術や出荷技術の実証及びマニュアル・報告書等	定額(指定法人が農産局長と協議して定める額)

の作成に要する経費	
-----------	--

- (4) 事業実施者は、必要に応じ、事業の一部を委託することができる。

5 実績の報告

- (1) 事業実施者は、この事業の実績について、指定法人に報告するものとする。
(2) 指定法人は、(1)の報告を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

6 関係様式

第1に規定する手続に係る様式は、下表に定めるものを例として、指定法人が、その業務方法書に定めるものとする。

様 式 名	条 文	様 式 番 号
中価格帯・加工専用果実生産支援事業 補助金交付申請書	4 (1)	別添 12-1
中価格帯・加工専用果実生産支援事業 実績報告書兼支払請求書	5 (1)	別添 12-2

第2 国産果実競争力強化事業

1 事業の内容

この事業は、国産かんきつ果汁製造業の競争力強化を図るため、国際環境の変化を受け輸入オレンジ果汁と競合するかんきつ果汁を対象に、部門別経営分析及び需要調査並びに過剰な搾汁設備の廃棄を実施するとともに、全ての国産果実を対象として高品質果汁製造設備等の導入、新製品・新技術の開発促進等を推進する事業とする。

2 事業実施者

この事業の実施者は、指定法人、都道府県法人、生産出荷団体、生産出荷団体が構成員になっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている国産かんきつ果汁製造業者その他農産局長が適当と認めた者とする。

3 国産果実競争力強化事業実施計画

- (1) 事業実施者（指定法人を除く。4及び5の(1)において同じ。）は、事業の内容、経費の配分、事業完了年月日及び収支予算、都道府県及び都道府県法人等との連携を図る体制の構築その他この事業の実施に必要な事項を定めた国産果実競争力強化事業実施計画（以下第2において「事業実施計画」という。）を策定し、4(1)の交付申請と併せて、都道府県法人に提出し、承認を受けるものとする。ただし、事業実施者が都道府県法人である場合、都道府県の区域を越えてこの事業を行う場合又は都道府県法人が設置されていない都道府県の区域において事業を行う場合にあっては指定法人に、指定法人が事業実施者となる場合にあっては農産局長に、それぞれ提出し、承認を受けるものとする。
- (2) 都道府県法人は、(1)により提出された事業実施計画を適当と認めて承認しようとする場合には、知事と調整の上、4(2)の交付申請と併せて、指定法人と協議するものとする。

- (3) 指定法人は、(1)のただし書により提出された事業実施計画及び(2)により協議された事業実施計画が果振法第4条の6第1項の規定に基づく事業計画に即していると認めて承認しようとする場合には、指定法人自らが事業実施者となる事業実施計画と併せてあらかじめ農産局長と協議するものとする。
- (4) (3)により協議された事業実施計画が果振法第4条の6第1項の規定に基づく事業計画に即していると認められた場合、(1)及び(2)で交付申請書と併せて提出・協議された事業実施計画は、4(3)の交付決定の通知により、承認されたとみなすことができるものとする。
- (5) (1)の事業実施計画を変更する場合は(1)から(3)までに準じて行うものとする。ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、事業実施者の変更、事業の取り止め、事業量又は事業費の30%以上の増減及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

4 補助金の交付

- (1) 補助金の交付を受けようとする事業実施者は、事業実施計画の提出と併せて、都道府県法人又は指定法人に対し、補助金の交付を申請するものとする。
- (2) 都道府県法人は、事業実施者からの補助金の交付申請を取りまとめ、指定法人に対し補助金の交付を申請するものとする。
- (3) 指定法人は、(1)又は(2)により申請された場合には、3(3)による協議の上で、本別紙本体第2の3(4)の業務方法書に定めるところにより、都道府県法人又は事業実施者に補助金を交付するものとし、当該都道府県法人は、本別紙本体第2の4(8)の業務方法書に定めるところにより、当該事業実施者に補助金を交付するものとする。
- (4) 補助対象となる経費及び補助率は、次の表によるものとする。

補助対象となる経費	補助率
部門別経営分析及び需要調査に要する経費	定額
過剰な搾汁設備等の廃棄に要する経費	3分の1以内
高品質果汁製造設備等の導入に要する経費	3分の1以内
廃止された工場へ搬入していた加工原料を近隣工場へ輸送するのに要する経費	2分の1以内
新製品や新技術の開発又は普及に要する経費	2分の1以内
果実加工品等の需要拡大の取組に要する経費(指定法人が事業実施者としてこの事業を実施する場合に限る。)	定額

5 実績の報告

- (1) 事業実施者は、この事業の実績について、補助金の交付を受けた都道府県法人又は指定法人に報告するものとする。都道府県法人は、事業実施者からの報告を取りまとめ指定法人に報告するものとする。
- (2) 指定法人は、(1)の報告及び自ら実施した事業の実績を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

6 関係様式

第2に規定する手続に係る様式は、下表に定めるものを例として、指定法人又は都道府県法人が、その業務方法書に定めるものとする。

様式名	条文	様式番号
国産果実競争力強化事業補助金交付申請書	4 (1)	別添 13-1
国産果実競争力強化事業実績報告書兼支払請求書	5 (1)	別添 13-2

第3 加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業

1 事業の内容

この事業は、慢性的な供給不足となっている加工・業務用等の果実の生産・流通実態を踏まえ、生産者と取引先との間で生産者が再生産価格を確保しうる合理的な生産・流通体制を構築するための契約取引等による計画的な取引手法の実証、加工原料用果実の選別及び出荷体制の構築、加工専用園地を育成するための産地における加工・業務用果実の安定供給に向けた作柄安定技術や省力化技術の実証に要する経費を交付する事業とする。

2 事業実施者

事業実施者は、生産出荷団体、生産出荷団体と契約取引等による計画的な取引を行う卸売業者、果実加工業者、外食・中食業者及び生産者、生産出荷団体、果実加工業者等で構成する協議会とする。

3 加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業実施計画

- (1) 事業実施者は、事業の内容、経費の配分、事業完了年月日及び収支予算その他事業の実施に必要な事項を定めた加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業実施計画（以下第3において「事業実施計画」という。）を策定し、6(1)アの交付申請と併せて、都道府県法人に提出し、承認を受けるものとする。ただし、契約取引等による計画的な取引手法の実証、事業実施者が都道府県の区域を越えてこの事業を行う場合又は都道府県法人が設置されていない都道府県の区域において事業を行う場合にあっては、指定法人に提出し、承認を受けるものとする。
- (2) 都道府県法人は、(1)により提出された事業実施計画を適当と認めて承認しようとする場合には、知事と調整の上、6(1)イの交付申請と併せて、指定法人と協議するものとする。

- (3) 指定法人は、(1)のただし書により提出された事業実施計画及び(2)により協議された事業実施計画が果振法第4条の6第1項の規定に基づく事業計画に即していると認め承認しようとする場合には、あらかじめ農産局長と協議するものとする。
- (4) (3)により協議された事業実施計画が、果振法第4条の6第1項の規定に基づく事業計画に即していると認められた場合、(1)及び(2)で交付申請書と併せて提出・協議された事業実施計画は、6(1)ウの通知により、承認されたとみなすことができるものとする。
- (5) (1)の事業実施計画を変更する場合は(1)から(3)までの規定に準じて行うものとする。ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、事業実施者の変更、事業の取りやめ、事業量又は事業費の30%以上の増減及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

4 取組内容

事業の実施に当たっては、次の(1)から(3)までのいずれかの取組を行うこととする。

(1) 国産果実需要適応型取引手法実証の取組

国産果実の需要に適応した契約取引によるサプライチェーン等の構築に向けた取組を実施するものとする。

(2) 加工原料用果実の選別、出荷の取組

ア 品種、糖度等の品質又は大きさ等に基づく取引を新たに導入すること。既に品種、糖度等の品質又は大きさ等に基づく取引を導入済みである場合は、新たに加工原料用果実の区分を加えた取引を導入するとともに、加工原料用果実の区分(1kg当たりの取引価格が最も低い区分を除く。)を含むそれぞれの区分において等級別取引価格を設定すること。

イ 加工原料用果実の区分において、取引価格(加工場渡し価格)の引き上げに係る目標を定めること。なお、引き上げの目標は、現状の取引価格に新たに選別・出荷等に要する経費を加えた価格以上となっていることを要することとする。

(3) 省力型栽培技術体系等の導入の取組

ア 実需者が求める品質・価格の果実を産地にもメリットがある労力・経費で安定的に供給するため、既存の知見や技術等を活用した病虫害対策、土壤改良等の作柄安定技術、省力化技術体系等の導入を実証するものとする。

イ 果実加工業者等の実需者を協議会に参画させるなどして、実需の意見を踏まえた事業実施が行える体制とすること。

5 採択要件

採択に当たっては、4(1)の取組にあっては、次の(3)、4(2)の取組にあっては、次の(1)から(3)まで、4(3)の取組にあっては、次の(2)及び(3)の要件を満たさなければならない。

- (1) 生産者又は生産出荷団体と実需者との間で加工・業務用果実に係る長期取引契約(契約期間が2年以上のもので、契約期間中の各年において契約数量の定め

があり、かつ、当該契約数量が原則として 30 トン以上のものに限る。) を締結しており、当該契約に基づき品質の優れた加工・業務用果実を確保又は出荷することが確実であると見込まれること。

(2) 本事業に係る受益農家が 5 戸以上であること。

(3) 事業実施及び会計手続を適正かつ効率的に行い得る体制を有していること。

6 補助金の交付

(1) 補助金の交付手続

ア 補助金の交付を受けようとする事業実施者は、事業実施計画の提出と併せて、都道府県法人又は指定法人に対し、補助金の交付を申請するものとする。

イ 都道府県法人は、事業実施者からの補助金の交付申請を取りまとめ、指定法人に対し補助金の交付を申請するものとする。

ウ 指定法人は、ア又はイにより申請された場合には、3(3)による協議の上で、本別紙本体第2の3(4)の業務方法書に定めるところにより、都道府県法人又は事業実施者に補助金を交付するものとし、当該都道府県法人は、本別紙本体第2の4(8)の業務方法書に定めるところにより、当該事業実施者に補助金を交付するものとする。

(2) 補助対象となる経費及び補助率

補助対象となる経費及び補助率は、次の表によるものとする。

補助対象となる経費	補助率
1 国産果実需要適応型取引手法実証の取組 (1) 供給・販売計画の作成に必要な検討会の開催、需要調査、生産・流通コスト調査に要する経費 (2) 需要に即した果実の安定供給に向けた取組に必要な研修会の開催、展示ほの設置、栽培マニュアルの作成、産地指導に要する経費 (3) 販売形態に適応した流通の効率化・低コスト化・多様化への取組に必要な出荷規格の簡素化、通い容器の借上使用、貯蔵による出荷時期の調節、ロットの拡大に向けた産地間の果実の運搬、多様な販売形態や流通経路に対応した果実の調製、流通先に応じた出荷規格の設計等に要する経費 (4) 国産果実の需要拡大に向けた取組に必要な消費者等への理解醸成活動に要する経費	定額（指定法人が農産局長と協議して定める額）
2 加工原料用果実の選別、出荷の取組 事業実施者に交付する加工原料安定出荷促進費に要する経費	定額（指定法人が農産局長と協議して定

	める額)
3 省力型栽培技術体系等の導入の取組 実需者と連携した省力型栽培技術体系等の導入実証に必要な検討会の開催、栽培実証データの取得・分析・マニュアル作成等に要する経費	定額（指定法人が農産局長と協議して定める額）
4 1 から 3 までの取組の成果に係る報告書の作成に係る経費	定額（指定法人が農産局長と協議して定める額）
5 その他果実加工品の安定供給のための 1 から 4 までの他の取組にかかる経費	定額（指定法人が農産局長と協議して定める額）

（３）事業実施者は、必要に応じ、事業の一部を委託することができる。

7 実績の報告

（１）事業実施者は、この事業の実績について、都道府県法人又は指定法人に報告するものとする。都道府県法人は、事業実施者からの報告を取りまとめ、指定法人に報告するものとする。

（２）指定法人は、（１）の報告を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

8 関係様式

第３に規定する手続に係る様式は、下表に掲げるものを例として、指定法人又は都道府県法人が、その業務方法書に定めるものとする。

様式名	条文	様式番号
加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業補助金交付申請書	6（１）ア	別添 14－１
加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業補助金実績報告書兼支払請求書	7（１）	別添 14－２

Ⅳ 被害果実利用促進等対策事業

第１ 事業目的

本事業は、近年大規模な自然災害等が頻発していることを踏まえ、被害果実の利用促進等に係る取組を実施することにより、果樹農家の経営の安定を図ることを目的とする。

第2 事業内容

指定法人は、以下に掲げる事業を実施するものとする。

1 果汁特別調整保管等対策事業

(1) 事業の内容

本事業は、災害等により傷果等生食用に適さない果実（以下1において「対象果実」という。）が大量発生した場合に、当該果実製品の調整保管又は当該果実の産地廃棄に係る取組を行う事業とする。

ただし、産地廃棄に係る取組については、果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第5条に基づくうんしゅうみかん（以下「特定果実」という。）のみを対象としたものに限る。

(2) 事業実施者

ア 果実製品の調整保管に係る取組の事業実施者は、対象果実を出荷している事業者と連携して適切に事業を遂行する能力を有すると農産局長が認めた果実加工業者とする。

イ 果実の産地廃棄に係る取組の事業実施者は、特定果実の出荷事業者であって、計画的な生産を的確に実施している者とする。

(3) 果汁特別調整保管等対策事業実施計画の策定

ア 事業実施者は、事業の内容、経費の配分、事業完了年月日、収支予算、都道府県及び都道府県法人との連携を図る体制の構築その他本事業を効率的に実施するために必要な措置に関する事項を定めた果汁特別調整保管等対策事業実施計画（以下「特別調整保管等計画」という。）を策定し、（4）アの交付申請と併せて、都道府県法人に提出し、承認を受けるものとする。ただし、事業実施者が都道府県の区域を越えて本事業を行う場合にあっては指定法人に提出し、承認を受けるものとする。

イ 都道府県法人は、アにより提出された特別調整保管等計画を適当と認めて承認しようとする場合には、都道府県知事と調整の上、（4）イの交付申請と併せて、指定法人と協議するものとする。

ウ 指定法人は、アのただし書により提出された特別調整保管等計画及びイにより提出された特別調整保管等計画を、果振法第4条の6第1項の規定に基づく事業計画に即しているものとして承認しようとする場合には、あらかじめ農産局長と協議するものとする。

エ ウにより協議された特別調整保管等計画が、果振法第4条の6第1項の規定に基づく事業計画に即していると認められた場合、ア、イ及びウで交付申請書と併せて提出された特別調整保管等計画は、（4）ウの交付決定の通知により、承認されたとみなすことができるものとする。

オ アの計画を変更する場合はアからエまでに準じて行うものとする。ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項は、事業実施者の変更、事業の取りやめ、事業量の増減、事業費の30%以上の増減及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

(4) 補助金の交付

ア 補助金の交付を受けようとする事業実施者は、当該特別調整保管等計画の提出と併せて、都道府県法人又は指定法人に対し、補助金の交付を申請するものとする。

イ 都道府県法人は、事業実施者からの補助金の交付申請を取りまとめ、指定法人に対し、補助金の交付を申請するものとする。

ウ 指定法人は、ア又はイにより申請された場合には、本別紙本体第2の3（4）の業務方法書に定めるところにより、都道府県法人又は事業実施者に補助金を交付するものとし、当該都道府県法人は、本別紙本体第2の4（8）の業務方法書に定めるところにより、事業実施者に補助金を交付するものとする。

エ 補助対象となる経費及び補助率は、以下に定めるところによるものとする。

（ア）果実製品の調整保管に係る事業

補助対象となる経費は、果実製品の製造に要する資金に係る金利及び低温倉庫の保管料の支払いに要する経費とし、補助率は、金利については定額、保管料については1/2以内とする。

（イ）果実の産地廃棄に係る事業

補助対象となる経費は、選果場から産業廃棄物等処理施設までの運搬及び廃棄処理に要する経費とし、補助率は1/2以内とする。

（5）実績の報告

ア 事業実施者は、本事業の実績について、（4）アの実施計画の内容に準じて記載したものを都道府県法人又は指定法人に報告するものとする。都道府県法人は、事業実施者からの報告を取りまとめ、指定法人に報告するものとする。

イ 指定法人は、アの報告を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

（6）関係様式

1に規定する手続に係る様式は、下表に定めるものを例として、指定法人又は都道府県法人が、その業務方法書に定めるものとする。

様 式 名	条 文	様式番号
果汁特別調整保管等対策事業補助金交付申請書	（4）ア	別添 15－1
果汁特別調整保管等対策事業実績報告書	（5）ア	別添 15－2

2 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

（1）事業の内容

本事業は、台風、降ひょう等の自然災害等により被害を受けた果実が大量発生した場合であって、農産局長が次のア及びイを別途定めたときに、当該被害果実の加工利用促進及び区分流通又は当該被害果実及びその果実製品の利用促進を行う事業とする。

ア 対象となる果実

本事業の対象となる果実は、自然災害等による被害が当該果実の国内需給に与える影響等を勘案し、農産局長が別途定めるものとする。

イ 事業の種類及び内容等

本事業の種類及び内容は以下に定めるところによるものとし、アで定める対象果実の特性等を勘案し、具体的な対象事業内容、対象経費、補助率等を農産局長が別途定めるものとする。ただし、（イ）の対策は、（ア）の対策と一体的に実施する場合のみ対象とする。

（ア）自然災害被害果実加工利用促進緊急対策

対象果実の有効利用の促進や区分流通の実施、加工原料用果実の段階的出荷のための一時貯蔵の実施等に必要な経費を助成するものとする。

（イ）自然災害被害果実消費拡大対策

対象果実及び対象果実を原料とした加工製品の消費拡大に向けた取組に必要な経費を助成するものとする。

（ウ）（ア）及び（イ）の対策のほか、必要と認められる対策

（２）事業実施者

本事業の事業実施者は、被害対象果実を生産又は加工する生産出荷団体、果実加工業者その他農産局長が適当と認めた団体とし、具体的な内容については農産局長が別途定めるものとする。

（３）自然災害被害果実加工利用促進等対策事業実施計画の策定

ア 事業実施者は、事業の内容、経費の配分、事業完了年月日、収支予算その他本事業を効率的に実施するために必要な措置に関する事項等について定めた自然災害被害果実加工利用促進等対策事業実施計画（以下「被害果実利用促進等計画」という。）を策定し、都道府県法人（都道府県法人が設立されていない都道府県にあっては、当該都道府県の区域をその地区とする農業協同組合連合会その他指定法人が本事業を適切に実施できると認める団体をいう。以下２において同じ（１の規定を準用する場合を含む。）。）に、イの交付申請と併せて提出し、承認を受けるものとする。ただし、事業実施者が都道府県の区域を越えて本事業を行う場合にあっては指定法人に提出し、承認を受けるものとする。

イ アに定めるもののほか、被害果実利用促進等計画の承認等に係る手続については、１の（３）のイからオまでに準ずるものとする。

ウ 補助金の交付

本事業に係る補助金の交付については、１の（４）のアからウまでに準ずるものとする。この場合において、同項「当該特別調整保管等計画」とあるのは「当該被害果実利用促進等計画」と読み替えるものとする。

エ 実績の報告

本事業の実績の報告については、１の（５）に準ずるものとする。

第３ 推進指導体制

１ 指定法人及び都道府県法人

（１）指定法人及び都道府県法人は、関係機関に対し、本事業の適切な実施に必要な情報の提供及び助成を行うものとする。

- (2) 都道府県法人は、都道府県等と連携し、その会員の充実等体制の強化に努めるものとする。

2 都道府県

- (1) 都道府県は、都道府県法人に対する指導及び支援を行うとともに、農林事務所、普及指導センター、試験研究機関等の出先機関と市町村、生産出荷団体等関係機関との連携を図り、産地の指導体制を整備するものとする。
- (2) 都道府県は、農業共済組合連合会及び市町村の協力を得て、都道府県果協及び都道府県法人に対し、本事業の適切な実施に必要な情報の提供を行うものとする。

3 国

国は、本事業の円滑な実施に資するため、その実施状況等に関する調査及び関係機関・団体に対する情報の提供を行うものとする。

V パインアップル構造改革特別対策事業

第1 事業の内容等

1 事業の種類及び内容

(1) パインアップル優良種苗緊急増殖供給事業

ア 優良種苗増殖事業

(ア) この事業は、パインアップルの品質向上及び栽培農家の経営安定を図るため、優良種苗の効率的な増殖、育苗及び種苗の配布並びにこれに必要な施設等の整備を実施する事業とする。

(イ) この事業の実施者は、増殖又は栽培に関して優れた技術を有する者に対し、当該事業を委託することができるものとする。

(ウ) この事業により育苗ほを設置する場合には、優良種苗の効率的な育苗を実施するため、その面積を増殖ほの面積に照らし適切なものとする。

イ 優良種苗供給推進事業

(ア) この事業は、優良種苗の供給計画の作成及びその普及推進のための協議会の開催等を実施する事業とする。

(イ) この事業により開催する協議会においては、以下に掲げる事項について協議するものとする。

a 優良種苗の供給計画

b その他優良種苗の増殖普及に関する事項

(ウ) この事業の実施者は、アの事業により生産された優良種苗の配布に関し、配布申請及び配布決定の方法その他配布に必要な事項を含むパインアップル優良種苗緊急配布要綱を定め、第2の1のパインアップル構造改革特別対策事業実施計画が承認された後にこれを関係市町村長及び関係農業団体の長に通知するものとする。

(エ) この事業の実施者は、(イ)のaの供給計画に即し優良種苗の適正な配布、配布した優良種苗台帳の作成・保管を行うものとする。

(2) パインアップル産地構造改革事業

ア 推進事業

(ア) この事業は、産地における担い手の育成を図りつつ、パインアップルの作付けを生食用と加工用のバランスのとれたものに転換するため、産地構造改革検討会の開催その他の推進体制を整備する事業とする。

(イ) 産地構造改革検討会は生産者、生産出荷団体、果実加工業者、実需者、沖縄県その他の関係者をもって構成するものとし、以下の事項について検討するものとする。

a 産地の構造改革の基本的な方針に関する事項

b 知事が定めるパインアップル栽培指針に即したパインアップルの栽培管理の改善に関する事項

c パインアップルの需給の見通しに関する事項

d 加工用パインアップルから生食用パインアップルへの改植に関する事項

e その他必要な事項

イ 栽培管理改善事業

(ア) この事業は、パインアップルの生産性及び品質の向上を図るため、栽培管理方法の改善を行う事業とする。

(イ) この事業の実施者は、ア(イ)の産地構造改革検討会における検討内容に基づき事業を実施するものとする。

ウ 生食用パインアップル緊急定着事業

この事業は、加工用パインアップルから生食用パインアップルへの改植を行う事業とし、産地計画又はこれに準ずる計画として知事が承認した計画に基づく改植であること。

(3) その他

パインアップルの需給改善上、必要となる緊急対策事業として農産局長が別に定める事業とする。

2 事業実施者

この事業の実施者は、指定法人、都道府県法人、生産出荷団体その他農産局長が適当と認めた者とする。

第2 事業実施計画

- 1 事業実施者は、事業の内容、経費の配分、事業完了年月日、収支予算その他この事業の実施に必要な事項を定めたパインアップル構造改革特別対策事業実施計画(以下「事業実施計画」という。)を策定し、第3の1の交付申請と併せて、都道府県法人に提出し、承認を受けるものとする。ただし、事業実施者が都道府県法人である場合、都道府県の区域を越えてこの事業を行う場合又は都道府県法人が設置されていない都道府県の区域において事業を行う場合にあっては指定法人に、指定法人が事業実施者となる場合にあっては農産局長に、それぞれ提出し、承認を受けるものとする。
- 2 都道府県法人は、1により提出された事業実施計画を適当と認めて承認しようとする場合には、知事と協議の上、第3の2の交付申請と併せて、指定法人と協議するものとする。
- 3 指定法人は、1のただし書により提出された事業実施計画及び2により協議された事業実施計画が果振法第4条の6第1項の規定に基づく事業計画に即していると認めて承認しようとする場合には、あらかじめ農産局長と協議するものとする。
- 4 3により協議された計画が、果振法第4条の6第1項の規定に基づく事業計画に即していると認められた場合、1及び2で交付申請書と併せて提出された事業実施計画は、第3の3の交付決定の通知により、承認されたとみなすことができるものとする。
- 5 1の事業実施計画を変更する場合は1から4までに準じて行うものとする。ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、事業実施者の変更、事業の取り止め、事業量又は事業費の30%以上の増減及び特に必要と認められる重要

な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

第3 補助金の交付

- 1 補助金の交付を受けようとする事業実施者（指定法人を除く。以下第3及び第4において同じ。）は、事業実施計画の提出と併せて、都道府県法人又は指定法人に対し、補助金の交付を申請するものとする。
- 2 都道府県法人は、事業実施者からの補助金の交付申請を取りまとめ、指定法人に対し補助金の交付を申請するものとする。
- 3 指定法人は、1又は2に定める申請を受けた場合には、第2の3による協議の上で、本別紙本体第2の3（4）の業務方法書に定めるところにより、都道府県法人又は事業実施者に補助金を交付するものとし、当該都道府県法人は、本別紙本体第2の4（8）の業務方法書に定めるところにより、事業実施者に補助金を交付するものとする。
- 4 補助対象となる経費及び補助率は、以下によるものとする。

（1）パインアップル優良種苗緊急増殖供給事業

ア 優良種苗増殖事業

この事業の補助対象となる経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

補助対象となる経費	補助率
優良種苗を増殖及び育苗するための増殖用種苗の取得費	定額
増殖ほ及び育苗ほの設置費並びに管理費	定額
育苗した種苗の配布費	定額
種苗増殖のための施設等の整備費	10分の6以内

イ 優良種苗供給推進事業

この事業の補助対象となる経費は、優良種苗の供給計画の作成費及びその普及推進のための協議会の開催費とし、補助率は2分の1以内とする。

（2）パインアップル産地構造改革事業

ア 推進事業

この事業の補助対象となる経費は、産地構造改革検討会の開催費、生食用パインアップルの普及に係る指導費とし、補助率は2分の1以内とする。

イ 栽培管理改善事業

この事業の補助対象となる経費は、パインアップルの生産性及び品質の向上を図るための展示ほの設置、栽培様式の改善、施設等の整備その他栽培管理の改善に要する経費とし、補助率は施設等の整備を実施する場合は10分の6以内、それ以外の場合は定額とする。

ウ 生食用パインアップル緊急定着事業

この事業の補助対象となる経費は、加工用パインアップルから生食用パイン

アップルへの改植に必要な経費とし、補助率は定額とする。

第4 実績の報告

- 1 事業実施者は、この事業の実績について、都道府県法人又は指定法人に報告するものとする。都道府県法人は、事業実施者からの報告を取りまとめ指定法人に報告するものとする。
- 2 指定法人は、1の報告及び自ら実施した事業の実績を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

第5 関係様式

第2から第4までに規定する手続に係る様式は、下表に定めるものを例として、指定法人又は都道府県法人が、その業務方法書に定めるものとする。

様 式 名	条 文	様式番号
パインアップル構造改革特別対策事業補助金交付申請書	第3の1	別添16－1
パインアップル構造改革特別対策事業実績報告書	第4の1	別添16－2

VI 産地構造転換パイロット事業

第1 事業の内容

1 パイロット実証事業

本事業は、スマート農業技術の導入を前提とした樹園地の環境整備や流通事業者等との連携等により、販売供給の出口を見据えた作業の合理化、省力栽培技術・品種の導入、労働力の確保等を図り、生産性を飛躍的に向上させた生産供給体制モデルを構築する実証の取組に要する経費を支援する事業とする。

2 全国推進事業

パイロット実証事業で構築するモデルを全国に展開させる取組に要する経費を支援する事業とする。

第2 事業実施主体

1 パイロット実証事業

本事業の事業実施主体は、以下の（１）から（７）までの要件を満たすコンソーシアムとする。

- （１）都道府県、生産者、生産出荷団体、実需者（流通・加工・販売事業者等を含む）、農業支援サービスを提供する事業者（以下「サービス事業体」という。）等によりコンソーシアムが構成されていること又は構成されることが確実と見込まれること。
- （２）コンソーシアムの構成員は、生産者及び実需者を必須とすること（生産出荷団体が流通・加工・販売を行う場合は実需者と見なすことができる）。また、都道府県の区域を超えない取組については、都道府県を必須とすること。
- （３）コンソーシアムの構成員の中から法人格を有する中核機関が選定されていること。
- （４）コンソーシアム又は中核機関が、補助金交付に係る全ての手続等を担うこと。
- （５）意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。
- （６）コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- （７）年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

2 全国推進事業

本事業の事業実施主体は、民間企業、特定非営利法人、事業協同組合連合会、事業協同組合、企業組合、協業組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人並びに全国の区域をその対象地区とする農業協同組合連合会及び協議会とする。

第3 募集方法

本事業の募集方法は、農産局長が別に定める公募要領によるものとする。

第4 審査基準及び選定方法

1 審査基準

本要領本体別表4の2の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

(1) パイロット実証事業

ア 実効性

(ア) 省力化や作業の合理化に向けた取組が含まれているか。その取組は具体的に効果が期待できるものとなっているか。

(イ) 労働力確保に向けた取組が含まれているか。その取組は具体的に効果が期待できるものとなっているか。

(ウ) 構築する生産供給体制モデルは、労働生産性の向上が期待できるものとなっているか。

イ 波及効果

(ア) 構築する生産供給体制モデルは、普及が見込まれるモデルか。

(イ) 生産供給体制モデルを普及させるための方策が具体的に示されているか。

(ウ) その方策は効果が期待できるものとなっているか。

ウ 加算

(ア) 地域計画

地域計画のうち、以下のⅠ及びⅡの要件を満たす地域計画（以下「将来像が明確化された地域計画」という。）の区域内で行われていること。なお、1つの地域計画が複数の目標地図を含む場合にあっては、要件に適合するかどうかの判断は当該地域計画を単位として判断するものとする。

Ⅰ 農用地の利用の集積に関する目標

地域計画に記載する「将来の目標とする集積率」（以下「目標集積率」という。）について、次に掲げる基準を全て満たすものであること。

(Ⅰ) 目標集積率が、現状の集積率を下回らないこと。

(Ⅱ) 目標集積率が8割以上であること。

ただし、都道府県にあっては、農業地域類型（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。）が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が次のいずれかを満たせば可とする。

a 現状の集積率が5割未満の場合にあっては、6割以上であること。

b 現状の集積率が5割以上6割未満の場合にあっては、現状の集積率から10ポイント以上増加するものであること。

c 現状の集積率が6割以上の場合にあっては、6割以上であること。

Ⅱ 農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合

地域計画に記載する「区域内の農用地等面積」から「地域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10年後」における「経営面積」及び「作業受託

面積」の合計を控除した面積の割合が、次に掲げる基準を満たすものであること。

(Ⅰ) 農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあっては、1割未満であること。

(Ⅱ) 農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあっては、2割未満であること。

(イ) みどりの食料システム法

コンソーシアム又はその構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。①及び②において「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある。

① 法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画

② 法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画

(ウ) 水田農業高収益化推進計画

水田農業高収益化推進計画において申請者であるコンソーシアムの構成員が位置付けられている。

(エ) 生産方式革新実施計画

コンソーシアム又はその構成員が、革新実施計画の認定を受けている者又は事業実施年度末までに当該認定を受けることが確実である者であって、事業内容が当該革新実施計画の内容に合致している。

(オ) 輸出事業計画

コンソーシアム又はその構成員が策定した輸出事業計画において、関連事業に関する事項等が定められており、事業内容が当該輸出事業計画の内容に合致している。

(カ) フラッグシップ輸出産地

フラッグシップ輸出産地として認定された産地の取組であって、事業内容に輸出の取組が含まれている。

(2) 全国推進事業

実効性・波及効果に係る項目として次のとおりとする。

ア 検討会や研修会等の開催の取組は具体的で効果が期待できるものとなっているか。

イ 研修会や交流会は多数の参加が期待できるものとなっているか。

ウ 実証コーディネート取組は具体的で効果が期待できるものとなっているか。

エ パイロット実証事業で構築される生産供給体制モデルを全国に展開させるための方策が具体的に示されているか。

オ 同モデルを全国に展開させるための方策は効果が期待できるものとなっているか。

2 選定方法

選定方法は本要領本体第3の1の(4)によるものとする。なお、本事業にお

ける予算の残額が事業実施計画における要望額に満たない場合は、要望額の 80% を下限とする範囲内で事業実施計画を採択することができるものとする。

また、全国推進事業については 1 団体を選定するものとする。

第 5 補助対象となる取組等

1 パイロット実証事業

(1) 事業メニュー

事業実施主体は、生産性を飛躍的に向上させた生産供給体制モデルを構築するための実証として、次のうち成果目標の達成に必要なメニューを選択して取り組むこととする。

ア 省力樹形や省力的な植栽方法の導入

イ スマート農業技術を活用した生産・出荷・流通や労務管理の合理化

ウ 加工・業務用等新たなマーケットの開発・拡大に向けた省力栽培技術や品種の導入

エ サービス事業体等を活用した人材確保

オ 流通事業者や地域内外の他事業と連携した労働力の相互融通

カ 経営の多角化による通年雇用

(2) 取組内容、補助対象経費、補助率

本事業の取組内容、補助対象経費、補助率は次の表のとおりとする。なお、これらのうち補助対象となる取組は、(1) で選択したメニューの実施に必要なものとする。また、次の表のア及びオの実施を必須とする。

取組内容	補助対象経費	補助率
ア 検討会の開催等 円滑で効果的な事業実施のためのコンソーシアムの構成員や有識者等による検討会の開催、成果の取りまとめや普及、情報発信等 イ 調査・分析 流通・加工・販売事業者等の実需者や消費者のニーズ調査、生産者の意向調査、先進事例調査、生産供給体制モデルの生産性や収支の分析、生産供給体制モデルの構築実証に必要な調査・分析等 ウ テストマーケティング 試験販売、展示会等への出展等 エ 技術研修 生産供給体制モデルの構築に必要な技術習得に係る研修会の開催等 オ 展示ほの設置 展示用実証ほ場の設置、視察対応等	本要領本体の別表 3 に掲げる経費のうち左記の取組に必要なもの。 ※ただし、本要領本体の別表 1 の 3 の (8) で指定する経費に限る。	定額

カ システム導入 データ活用により生産・出荷・流通や労務管理の合理化等を実現するシステム・アプリケーションソフトウェアの構築・改良や利用等	備品費、賃金等、借上費、システムの導入・改良費、委託費、役務費、雑役務費 ※システムの運用に係る経費は対象外とする。	1/2 以内 ※クの幼木管理に必要な経費については、定額（22 万円/10a（＝5.5 万円/10a×4 年分）以内）とする。
キ 小規模園地整備 園内道の整備、傾斜の緩和、土壌・土層改良、排水路の整備、園地設備（用水・かん水設備、防風ネット、モニタリング機器等）の設置等	備品費、借上費、資機材費、燃料費、委託費、役務費、雑役務費	
ク 省力樹形や省力的な植栽方法等への転換 改植・新植、高接、改植・新植に伴う幼木管理等	改植等支援費 ※改植・新植は、伐採・抜根費（新植を除く）、深耕・整地費、土壌改良用資材費、苗木代、植栽費、支柱費等の経費。 ※高接は、整枝・穂木調整費、高接費、穂木代等の経費	
ケ 機械・設備のリース導入 生産供給体制の構築実証に必要な農業機械、選果機、冷蔵・加工設備等のリース導入	借上費	

（３）その他

ア 機械・設備の管理運営・リース導入については、本別紙本体第３の定めに従い、適切に行うこと。

イ スマート農機、ドローン、IoT 機器等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和２年３月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結することとする。

ウ 改植・新植等を行う場合において、取組の対象とする園地は、地域計画の区域内であり、目標地図に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と見込まれる者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であること。

２ 全国推進事業

本事業の取組内容、補助対象経費、補助率等は次のとおりとする。なお、事業実施主体は、（１）のアからエまでの取組を全て実施すること。

(1) 取組内容

ア 検討会・研修会等の開催

パイロット実証事業で構築する生産供給体制モデルの全国展開や広域連携に向けた検討会、研修会、交流会等の開催

※ 検討会のメンバーについては、事業実施主体において有識者等の候補を選定の上、農産局長と協議して決定すること

※ 検討会等の年間開催回数は次のとおりとし、可能な限り対面及びオンラインのハイブリッド開催とすること

- ・ 検討会：3回程度
- ・ 研修会、交流会等：計2回程度

※ 研修会、交流会等については、果樹生産者、生産出荷団体、地方公共団体、民間事業者等が参加可能なものとする。

イ 実証コーディネート

パイロット実証事業の各コンソーシアムの取組の進捗管理や助言等の支援、コンソーシアム間の調整等

ウ 優良事例等の調査

優良事例の選定、各事例における取組内容の調査・取りまとめ等

エ 生産供給体制モデルの普及

パイロット実証事業で構築する生産供給体制モデルや優良事例等を全国に普及させるために必要な資料の作成・公表、情報発信等

(2) 補助対象経費

(1)の取組に必要な、本要領本体の別表3に掲げる経費。ただし、本要領本体の別表1の3の(8)で指定する経費に限る。

(3) 補助率

定額

第6 留意事項

1 共通

事業実施主体又はその構成員のいずれの組織においても、役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員でないこと。

2 パイロット実証事業

(1) 事業実施計画書は、以下に留意して作成すること。

ア 構築する生産供給体制モデルは、供給・販売の出口を見据え、省力樹形や省力的な植栽方法の導入、栽培体系の見直しなどにより、これまでの生産供給体系を刷新するものであること。

イ コンソーシアムの実需者における果実の調達計画を記載すること。

ウ 生産供給体制モデルを普及させるための方策を記載すること。

(2) 都道府県域の取組については、都道府県がモデルを県内に普及させるよう努めること。

(3) 事業実施主体は、全国推進事業により開催される検討会や研修会等において、本事業の取組を紹介すること。また、このほかの様々な機会において、本事業の取組や成果について情報発信することに努めること。

(4) 全国推進事業の事業実施主体と連携して事業を実施すること。

3 全国推進事業

(1) パイロット実証事業の事業実施主体と連携して事業を実施すること。

(2) 検討会・研修会等の開催に当たっては、開催時期、内容、参加者等についてあらかじめ農産局長と協議すること。

第7 成果目標及び目標年度

1 パイロット実証事業

(1) 成果目標

成果目標は、これまでの生産供給体制を刷新した生産供給体制モデルを構築すること及び本モデルの構築により、事業実施前と比較して労働生産性を向上させることとする。

なお、労働生産性は、次の計算式により算出した農業従事者一人当たりの年間の数値を指標とし、新たに構築する生産供給体制における労働生産性の目標値を設定すること。

労働生産性 = 粗利益（販売額（売上高）－ 経費（原価））／ 農業従事者数

※ 販売額（売上高）は、農業生産段階のものとする。

※ 農業従事者数は、有期雇用やパートタイム等がある場合は、周年のフルタイム雇用に換算して算出すること。

(2) 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌年度から起算して8年以内とする。

2 全国推進事業

(1) 成果目標

事業実施主体は、研修会や交流会に延べ200名以上の参加者を確保し、又は事業実施年度内に新たに生産供給体制モデルの構築に取り組む事例を創出すること。

(2) 目標年度

目標年度は、事業実施年度とする。

第8 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本要領本体第5の1に基づき、別添17-1により事業実施計画を作成の上、交付等要綱第7の規定に基づき作成した交付申請書に添えて、農産局長又は地方農政局長（事業の範囲が複数の都道府県にわたる場合及び全国推進事業の場合は農産局長、事業の範囲が都道府県域を超えない場合は地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）。以下同じ。）に提出し、承認を受けるものとする。なお、交付等要綱第9による交付決定の通知により、当該事業実施計画が承認されたとみなすことができるものとする。

また、公募により選定された事業実施主体の選定時の事業実施計画については、農産局長又は地方農政局長の承認を受けたものとみなすことができるものとする。

2 事業実施計画の変更

本要領本体第5の1のなお書に基づき定める事業実施計画の重要な変更は、交付等要綱別表1に掲げる重要な変更に係る変更とする。なお、事業実施計画の変更（交付等要綱別表1に掲げる重要な変更に限る。）については、交付等要綱第13の規定に基づく変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

また、これらに該当しない軽微な変更については、実績報告をもってこれに代えることができる。

第9 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要領本体第6の1に基づき、事業実施計画の承認年度から目標年度の前年度までの間、年度ごとに、別添 17-2により翌年度の7月末日までに農産局長又は地方農政局長に事業実施状況を報告するものとする。

2 事業の評価

（1）事業実施主体は、本要領本体第7の1（1）に基づき、別添 17-3により自己評価を行い、農産局長又は地方農政局長に報告するものとする。

（2）本要領本体第7の1（7）及び（8）の手続きは、本事業における全国公募事業においても適用するものとする。この場合、地方農政局長は農産局長に読み替えるものとする。

3 営農継続の確認

改植・新植等の取組を行った場合は、取組の実施年度の翌年度から起算した8年間のうち、目標年度の翌年度以降分について、毎年度、別添 17-4により営農継続報告書を作成し、翌年度の7月末までに農産局長又は地方農政局長に報告するものとする。

第10 補助金の返還等

農産局長又は地方農政局長は、事業実施主体が次に掲げる場合のいずれかに該当し、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認める場合は、補助金の交付の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部について返還を命ずるものとする。

1 購入契約、リース契約を解約又は解除した場合

2 事業実施主体又はリース事業者のいずれかが事業を中止したとき

3 農業機械等又はリース導入した物件が消滅又は消失した場合

4 改植・新植等の取組が事業実施年度の翌年度から起算して8年間継続されていないこと又は適切な栽培管理が行われていないことが明らかになったとき

5 農産局長又は地方農政局長に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をした場合

6 締結されたリース契約が、本別紙本体第3に定められたリース契約の条件に合致しないことが明らかとなった場合

7 第9に定める事業実施状況の報告、事業の評価等の報告を怠った場合